

# 琉球大学学術リポジトリ

[論文] 沖縄県における漁業移民の歴史と実態：  
第2次世界大戦前の「外南洋」への渡航を中心に

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄地理学会 公開日: 2018-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 波平, 聡 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002017663">http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002017663</a>

## 沖縄県における漁業移民の歴史と実態

— 第2次世界大戦前の「外南洋」への渡航を中心に —

波 平 聡\*

### I はじめに

#### 1. 研究目的

近代以降における沖縄県からの移民は実数でも比率でも高く、日本移民の中で重要な地位にあることが知られている。その大部分は海外耕地への農業移住であった。沖縄県内の産業構造が農業主体であったことがその背景としてとらえられる。しかし、その中で漁業を目的に海外移住した人々も数多く存在した。彼らもまた漁業による現金獲得を目的に渡航したのである。本稿ではこれらを「漁業移民」としてとらえ、移民史の中で位置づける。本稿の目的は、その漁業移民の歴史と実態を明らかにすることである。

漁業移民において、その主要な渡航地は、当時の日本側から見て「南方」と呼ばれた地域であった。その南方地域において、他の海外移住地を含む海外邦人在留数に占める職業別割合の漁業従事者は高かった。その邦人の中でも、沖縄県出身者の比率は高かった。

沖縄県内においては、近代以降漁業を中心に発展してきた島尻郡糸満町からの渡航が多く、糸満町は唯一県内を代表する漁村であったが、漁業移民の中で量的にも質的にも大きな役割を果たすことになる。その他には、近代沖縄県の経済的貧困を背景に県内農村部からその糸満町へ、主に漁業生産の労働力のため雇われてきた者が多く、いわゆる「イチマンウイ(糸満売り)」といわれた前近代的な雇用制度の存在が漁業移

民の形成や活動形態に大きく影響していた。その沖縄県における漁民層発展過程と産業構造の関係を、漁業移民の背景として考える必要がある。

よって、本稿の構成をとりまく筆者の意識としては、日本の海外漁業史の中で沖縄県からの海外漁業および漁業移民活動はどのようなものであったのか、また漁業移民の性質とその実態は何だったのかについて、漁業移民の拡大・発展を特徴づける海外への渡航過程とその渡航地分布の状況、および近代以降の時間的変化の中からとらえようとするものである。その過程で沖縄県の地域的特色の一端を見出そうと考えている。

海外移民の渡航時期は、第2次世界大戦以前と以後に大きく分けられる。前述したように、漁業移民の渡航地は当時南方と呼ばれた現在の東南アジアやマイクロネシアなどの地域であり、日本の帝国主義的進出の結果による戦争に多くの日本人在留者が巻き込まれた地域である。また、その後抑留され、日本へ引揚げ、戦後において現地での活動が他国の移民と比較して見られない。そのため、戦前を主な研究対象とする。

研究対象地域は沖縄県である。研究方法は文献調査と聞き取り調査を併用し、聞き取り調査は沖縄県内で行った。

#### 2. 研究方法

本論をすすめるにあたって、漁業移民の全体的な人数や渡航地域における分布状況などの統計的な指標として用いるのが外務省外交史料館

\*〒901-0315 糸満市字照屋185-2

所蔵「海外旅券下付表」である。この史料には、旅券を発行された者の「旅券番号」「氏名」「身分」「本籍地」「年齢」「保証人又ハ移民斡旋会社」「旅行地」「旅行目的」「下付月日」等が個人単位で記載されており、海外のどこへ、どのような身分の者が、何のために、いつ渡ったのか、その渡航当時の状況がある程度わかるものである。本稿では1899（明治32）年から1941（昭和16）年までの、「本籍地」が「沖縄県」と明記されているデータを使用した。沖縄県については石川（1992）によって、外交史料館より収集されたものがあるので、その延べ総数7万2千人余りのうち、「旅行目的」が漁業およびそれに準ずる旅券を抽出し、データベース化した。その数は、延べ4,114個となった。つまり、延べ数で4,114人が漁業目的で旅券を下付されたことになる。それらの漁業目的旅券下付数をもとに、前述した本稿のねらいを考察し、研究の対象にする。また、本稿で扱われている「漁業移民」という語句の範囲は、「旅行目的」が漁業による、沖縄県出身者の旅券下付数延べ4,114人のデータであることを意味している。

同じく「海外旅券下付表」からは糸満町出身者の旅券すべてを並行して抽出した。その目的は、当時の糸満町が漁業移民の中で量的にも質的にも大きな役割を担っているため、その地域の全体的な移民状況から漁業移民の地位や役割などを把握するためである。

ここで、この「海外旅券下付表」を用いることへの注意点を明記しておきたい。それは漁業移民の総数がこの「海外旅券下付表」から抽出したことですべて得られるとは限らないことである。当時の旅券とは渡航するために下付してもらう免状の役割を果たすもので、下付された数日後に渡航するのが通常であったが、ある者は渡航を中止することもあったようである。また、この旅券の発行を受けずに海外へ渡り現地に住した者もいたようで、いわゆる密航形式

の渡航もあった。それらの数を厳密に把握するのは困難なので、本論の図表などの統計には表れてこない。また、この「海外旅券下付表」には、沖縄県からの漁業従事者が多かった当時の日本の委任統治領である南洋群島、いわゆる「内南洋」は含まれていない。よって、本稿での漁業移民の渡航地は「旅券の所持を必要とする外国」であることになる。つまり、本稿において、沖縄県からの漁業移民の渡航地選定は、「海外旅券下付表」から得られる範囲であり、漁業移民のすべての渡航地を把握することではない。以上の点を断わって研究資料として用いる。また他の資料を併用し、比較することでデータの補足を行う。

「海外旅券下付表」を用いた研究としては吉田（1992）の「東日本における明治期出移民の実態——明治31年～45年の福島県出移民旅券データから——」があり、福島県の出移民状況をこの「海外旅券下付表」から分析している。その本文中には史料に対する注意点は述べられてないが、図表等の統計箇所には注釈をもうけて他の資料との集計結果の差異などが付記されており、その「海外旅券下付表」が持つ資料としての意味を見ることができるといえる。

また、「海外旅券下付表」を資料として用いているものに、近年沖縄県内の各市町村による市町村史の移民編がある。『国頭村海外移民史』（国頭村海外移民史編さん委員会）の中で、石川（1992, p.6-7）は、「海外旅券下付表」の役割や意義についてつぎのように述べている。

「この海外旅券下付表は日本国外務省の旅券発給の記録簿とみなされる。これは各府県庁から外務省へ3ヶ月ごとに旅券下付の明細を報告したものである。そのため、この現物は1866年（慶応2）日本初の海外（外国）旅券の下付以後、ほぼ完全な形で永久保存用として、外務省外交史料館（東京在）に残されている。その名称も年次を経るにつれ種々変遷してきているが、そ

の冊数の大部分を占めているのが「海外旅券下付表」(明治時代及び大正時代)と「外国旅券下付表一件・府県報告」(昭和時代・昭和19年まで)であり、外交史料館所蔵の外務省記録では前者が3・8・5・8,後者がJ・2・2・0・J・13-7に分類されている。(中略)海外旅券下付表はほぼ日本から海外(外国)へ渡航した移民の名簿とみなしてよい。その理由は海外へ渡航した移民の名簿は、移民会社ごとに外務省へ報告されていて、日本政府が直接作成した名簿は見当たらないからである。しかし、この海外旅券下付表のなかで旅券を下付された者が、渡航直前に都合が悪くなり、実際には渡航しなかった事例もあったと思われる。あるいは旅券が下付された本人でなく、身代わりの者が渡航した事例もあったようである。それでもなお、この海外旅券下付表を移民名簿とみなすことによる価値は大きく、その意義及び重要性はいささかも損なわれることはないと思われる。

一般的に、漁業移民は戦前の記憶として知られているにすぎず、戦後沖縄県内に引き揚げて新たな生活を開始し、さまざまな過程を経ている。その把握には聞き取り調査に求めた。聞き取り調査では主に渡航前後の状況やその後の変遷を追い、近代における沖縄県の社会的状況を視野に入れながら、漁業移民の実態をとらえるべく実証的・事例的なデータを抽出したい。聞き取り調査の内容は文中で事例的に述べることにするが、資料としての「海外旅券下付表」から得られるデータの裏付けをする意味でも用いることにする。

## II 日本における漁業移民の歴史

### 1. 日本移民における漁業移民

今日までに、日本における移民研究には数多くのものがある。その中で漁業を目的として海外へ渡航した事柄について、管見の限り、総説的なものを取り上げる。その上で若干の日本移

民の概説を行い、漁業移民の活動および形態がどのようなものであったのか、概観したい。

国際協力事業団(1982)は、わが国民の海外発展について、海外移住100年の歩みを明治・大正年代の移住(1868~1925年)、昭和年代の移住(1926年以降現在まで)に分けて概説している。その中の明治・大正時代の移住を見ると(p.58-65)、「我が国の近代移住史は、1868年(明治元年)ハワイ王国向けの甘しょ園契約労働者移住によってはじまった」とあり、その後、「日本人の米本土への移住は1869年(明治2年)在日オランダ人スネール(日本名:平松武兵衛)が会津藩の武士、大工など40人を伴い、カリフォルニア州に新しい植民地建設(若松植民地と呼ばれている)をはじめたのが始まりで」、「アメリカと境を接するカナダへの日本人移住は、アメリカへの日本人移住の歴史とその盛衰を同じくし」、「1894年(明治27年)日清戦争の戦利で志気のあがっていた国民は海外へ目を向け、当時のカナダの主要産業である漁業、製材、炭坑向け労働者として渡航する移住者がふえ、1900年(明治33年)にはカナダ太平洋岸での日本人漁業従事者は、3,000人を数えるまでに」になった。また、「アメリカと隣接するメキシコへの移住は1897年(明治30年)」に始まったとされている。

続けて、「オーストラリア移住は、ハワイ移住の16年間に及ぶ移住中断の期間に、英国人、ジョン・ミラーと雇用契約を結び、木曜島の真珠貝採取に従事するため1883年(明治16年)渡航した37人が最初である」とあり、また、東南アジアへは「1895年(明治28年)にはシャムへ、翌年にはマレー半島への移住がなされ、次いでフィリピンのベンゲット道路工事のための移住(1903年)やダバオのマニラ麻栽培移住がなされ、1934年(昭和9年)当時の在留東南アジアの日本人は3万5,000人をこえたが、第二次大戦後そのほとんどは帰国した」となっている。そ

して中南米へは、「1908年（明治41年）4月28日第1回ブラジル移住者58家族781名が笠戸丸に乗船、同年6月18日サントス港に上陸」し、ペルーへは「1890年（明治23）高橋是清が銀山経営を目指してペルーへ企業進出したのがはじまりで、次いで1898年（明治31）通商航海条約が生まれ」、その翌年の「明治32年第1回ペルー農業移住者790人が桜丸で渡航した」とある。

その中で明らかになることがある。それは、日本からの海外への漁業従事者で最初に出てくるのが、1883（明治16）年に木曜島の真珠貝採取のため渡航した37人ということである。またこれは同時に、入江（1942, p.13）に「この三十七人は公然外務省の許可を得て誘導された我が国最初の移民である」とあるように、「彼らが、日本政府公認の最初の海外集団移民となった」（草の根出版会、1997, p.229）と今日でも認識されているところである。

国際協力事業団（1982）ではまた、日本人移住地での活動状況をまとめている。その中で漁業移住の様子が、カナダとオーストラリアに見られる。

カナダへは「19世紀末、日本人のカナダ移住開始と、バンクーバーに日本総領事館が設置（1889年）されたことに始まり、「1901年には、4,738名を数えた在加日本人のほとんどが、気候が良く農林漁業や鉱業の盛んな太平洋のB・C州（ブリティッシュコロンビア州——引用者による）に住みついており、このうち約45%の人々は、漁業に従事していた」。「ことに特筆しなければならないのは、漁業分野の活動である。世界3大漁場の一つに面している太平洋岸は、日本近海の荒波と、きめの細かい漁法になれた日本人には格好の活躍舞台であった。当時B・C州の漁業従事者の約40%は日本人で占められており（1922年現在）、また、バンクーバーの南24 kmの地点にあるスティーブストンという漁村に住んでいた日本人は、2,500人にも達してお

り、その活躍はめざましかった」（国際協力事業団、1982, p.145-148）とある。

オーストラリアにおいては、「日本人のオーストラリアへの移住者の歴史は1876年にさかのぼるが、はじめは契約移住者の形をとって渡豪した。日本人移住者の数は1897年頃には2,000人を突破し、その大多数は木曜島方面の真珠貝採取（900人）とクインズランド州方面の砂糖きび栽培業（900人）などに従事していたが、シドニー、メルボルン方面で商業に従事する日本人の数も300人近かった」（国際協力事業団、1982, p.229）となっている。

このように、少なからずカナダとオーストラリアには、日本から漁業目的で渡航した人々がいたということがわかる。その中で問題となるのが、戦前の東南アジアへの移住である。

東南アジアへの移民は明治期から見られたが、第二次世界大戦の結果、引揚げを余儀なくされた。移住者の子孫が数多くなっているハワイや南北アメリカ大陸に比べ、移民研究の対象として見過ごされがちな地域であるが、漁業移民は逆にこれらの地域へ多かった。また、第1次世界大戦の結果、日本の国際連盟委任統治となったマイクロネシア（旧南洋群島）への漁業移住も忘れてはならない。

片岡（1991, p.6-7）は、1935（昭和10）年の海外在留日本人数と水産業従事者数を示し、その特徴を述べている。それによると、「水産業従事者は海外在留者の1%、有業者に占める割合も2%と極めて少ない。ところが、南洋に限れば有業者に占める割合は12%（外南洋16%、内南洋8%）と高くなり、南洋移住の主要な職種になっている。また、水産業従事者全体のうち、南洋は過半の52%（外南洋32%、内南洋20%）を占め、海外漁業の中心地の一つとなっている」という。この統計は台湾と朝鮮を含まず、また露領への出漁も除外されているが、水産業従事者はアジア、北米、中南米、大洋州、アフリ

カに在留しており、従事者総数は1万1,176人である。そのうちの過半が南洋で占められる。同じく片岡(1991, p.7-8)は、南洋での日本人による漁業、いわゆる南洋漁業を海外漁業および海外移住の中で位置づけている。その性格や果たした役割にも特徴があり、以下のように5つに要約している。

(1)南洋漁業は南洋群島が植民地漁業に、外南洋は外国移住漁業に属するが、外南洋といえども漁業者は男子単身出稼ぎが多く、母村との結びつきを保ち、水産物市場も現地、欧米、日本と多岐にわたり、両者(ここでは、南洋群島の植民地漁業と北米などへの移住漁業を指す)の中間的な性格をもっている。(2)南洋漁業は、日本の帝国主義的海外進出が中国を主戦場とし、北との緊張・力関係で南方に向けられたことに深くかわり、朝鮮出漁、関東州出漁、露領出漁の対極として位置づけられ、南方関与に応じた役割を扶植されていく。(3)南洋の日本人漁業者は主に紀南地方、瀬戸内海、沖縄から輩出されており、おのおの地域の漁業展開や漁民層分解の重要な側面をなしている。(4)南洋での漁業展開は、水産資源特性および母村漁業に規定されて労働集約的漁業が支配的で、資本漁業者の流動性が著しい。(5)南洋漁業の漁獲量はそれほど多くないといっても、真珠貝、高瀬貝、カツオ・マグロといった特定魚種では極めて高いシェアを占める、といった内容である。

「南洋」という概念については当時の日本の南方に広がる地域を漠然と指したものであるが、その中でも「内南洋」をミクロネシア(旧南洋群島)、「外南洋」を東南アジアとする場合が多い。

このように南洋漁業の性格や果たした役割も、第2次世界大戦の結果、消滅したと結論づけることができる。本稿における筆者の研究においても、南洋の日本人漁業に多くの沖縄県人が従事していたことが大きな要素である。

以上、日本移民の中で漁業移民の渡航地あるいは海外での活動地域を概略した。いわゆる漁業移民の分布をさぐろうとしたものである。その数的な相違こそあれ、日本移民の渡航地全体に分布していたといえよう。それでは、その漁業移民は国内のどの地域から生じたのか、都道府県別ではどこか。

移民の渡航目的にはさまざまなものがあった。農業が主体であったが、商業や鉱業、もしくは家事補助や結婚のためなど、およそ直接出稼ぎとは関係のない渡航もあった。また、年次別にみても移民の増減は激しく、府県別でも移民県と呼ばれる移民多出地域もあれば、移民が全然目立たず、逆に国内出稼ぎを受け入れた地域もある。そして、移民を斡旋する会社も数多く存在したから資料の整理だけでも困難であり、どこに、どれだけ漁業移民が渡航し、どのような活動を行なったかを把握するのは困難である。ここでは漁業移民の日本からの多出地域とその渡航地、および活動状況を、同じく既存研究から概略的に展開したい。

## 2. 漁業移民の海外での状況

漁業移民のある特定の出身地によっても、海外での主要な漁業地や漁業種類は異なっている。例えば和歌山県において、南方方面では主に真珠貝や高瀬貝などを採取していたが、カナダの東沿岸域ではサケの定置網や巾着網などの網漁業を展開していた。同じ紀南沿岸地域でも、前者では西の日置町から三重県側の新宮市に及ぶ地域、後者は三尾村の出身者による活動が中心だった。ここでは、都道府県別、渡航地別、漁業種類別に漁業移民の類型を行なう。時期的には、戦前という大まかな区分で取り扱う。それによって、漁業移民の海外での活動状況を概観したい。

第1表は、既存の研究報告からまとめて、漁業移民の類型を示したものである。漁業移民は、

第1表 漁業移民の類型

類型	主要な漁業種類	漁業者の主な出身地	主要な漁業地
鮮魚供給型	機船底曳網	広島県	マニラ、イロイロ、セブ
	流網	香川県	シンガポール
	追込網	沖縄県	フィリピン各地、シンガポール、パタビア、スマトラ、セレベス
	カツオ	沖縄県	ダバオ、セレベス、アンボン
輸出商品型	真珠貝採取	和歌山県	豪州、南洋群島、スルー諸島、ドボ、ビルマ
	高瀬貝採取	和歌山県・沖縄県	グレートバリアリーフ、南太平洋諸島、ニコバル・アングマン
	真珠養殖		ブートン、南洋群島
	カツオ・マグロ	沖縄県	南洋群島、北ボルネオ、ザンボアンガ
	サケ	和歌山県	ブリティッシュ・コロンビア州

(片岡 (1991, p.14), 新保 (1983) により作成)。

まず大きく2つの類型に分けられる。それは、鮮魚供給型漁業と輸出商品型漁業である。その類型の基本は、漁業そのものの類型でもある。片岡 (1991, p.11) によると、「漁業が商品生産であるかぎり、商品形態とその価値実現過程が漁業類型の基準となる」からで、同じく片岡によると、鮮魚供給型漁業とは「出漁地の住民や日本人移住者に鮮魚を供給するものであり」、輸出商品型漁業とは「水産物が出漁地で消費されず、日本や欧米諸国を市場とする漁業である」からとなる。第1表の類型は、その方法に基づく。他の項目をみると、主要な漁業種類別、漁業者の主な出身地別、主要な漁業地別に区分される。主要な漁業種類も、対象魚種に応じてさまざまな漁法がある。漁業者の主な出身地は、西日本が顕著である。主要な漁業地は、鮮魚供給型が現在の東南アジアで輸出商品型が豪州・南洋群島・カナダとに分けられる。

沖縄県からは東南アジア各国、インド洋上のニコバル・アングマン諸島、オーストラリア、およびマイクロネシアの島々に漁業者が渡航している。東南アジア各地では鮮魚供給型の追込網漁やカツオ・マグロ釣り漁業であり、マイクロネシア方面では輸出商品型の採貝やカツオ・マグ

ロ釣り漁業に分けられる。それは、そもそも魚介類の生息条件に由来した漁法となっている。しかし、追込網漁の場合は沖縄県独特のものであり、沖縄県と類似したサンゴ礁域や大陸棚の浅海域において格段の漁獲能率を誇ることになる。その影響は、「ムロアミ (*Muro-ami*)」として東南アジア各地に現代まで残ることとなった。戦争により沖縄県出身者も含めた日本人が引揚げた後にも、このような影響が見られることは今後の研究課題として注目される。

### 3. 戦争とその影響

第2次世界大戦は、日本移民全体にはもちろん、漁業移民にも大きな影響を与えた。概略的にみて、移民の渡航国または渡航地域の状態やそれらの国々に対する日本の政策のあり方の相違が、漁業移民の運命に如実に反映されていたといえよう。日本の戦争への突入によって、漁業移民の移住国内の情勢は著しく変わり、自らの意志で行動することが困難となった。その状況下で本国へ引き揚げざるを得なかった。第2次世界大戦後、日本の利権がおよんだ地域、満州、関東州、台湾、東南アジア各国、南洋群島の地域から、大量の日本人が引揚げた。ブロー

ク、ウェブ（1987, p.433）によると、「第2次世界大戦の終結の際に、550万人の日本人が日本の占領地域から帰還した。逆に日本は、鉱山や工場で働いていた朝鮮人を主とする110万人を彼らの故国に送還した」とある。要するに、日本軍の第三帝国建設の夢は、直接であれ間接であれ、結果として、それまで彼の地に移住していた者たちの労働の場を失わせた。今や移民集団は主に南北アメリカ大陸に残り、漁業移民が多かった日本の旧委任統治領の南洋群島や東南アジアの国々には見られなくなった。つまり、漁業移民はいなくなってしまうと言っても過言ではない。

時期区分における差こそあれ、移民は自発的なものとして扱うが、それは移住を促す圧力が存在せず、移民は概して自分自身の理由で渡航し、海外へ住むことを決めたからである。しかしここでは、戦時体制近くからより強い権威や他の集団からの圧力に由来する移動が加わったことを問題にしている。それは日本国内において自国の移民を徴用したり、それに対する牽制を強める移民先国の反発が行なわれたことである。その後、移民が退去・逃亡・抑留・引揚に変わったことが、それを証明している。それによって生じた流れは複雑すぎてすべて説明することはできないが、多くの漁業移民が引揚げるにいたった英領馬來について、当時の報告書があるので紹介しよう。

「馬來半島引き揚報告書」（日本鋼管株式会社外地課、昭和20年12月21日）はつぎのように記述している。

昭和十九年六月、東京出発、同七月下旬昭南上陸後、主として中部馬來に於ける製鉄及採錫事業に携り、昭和二十年八月十五日の終戦日に会したるものに候が、此度内地帰還に當り、取不敢、終戦前後に於ける現地事情の一端を御報告申上候、日記其他

の資料の全部は、現地引き揚げに際し、焼却を余儀なくされ、為に本報告の内容も極めて、貧弱なると免かれず候、然も帰還後行李匆忙の間に筆を取りたるため、充分意のある処を書さず、加之乱筆、定めて御判読を要することと存候、只之れに依って多少なりとも、終戦前夜の現地事情の一端の御推知を得ば幸甚と存候

戦争による打撃で、現地の状況把握も困難であったことがうかがわれる。その中で引揚げの状況の一端でも残すことができれば幸いと記述された報告書のようなものである。報告内容は、(1) 終戦前夜に於ける会社事業の推移と邦人従業員の動勢、(2) 終戦直後に於ける「シンガポール」在留一般邦人の動勢、(3) 「シンガポール」抑留邦人一部引揚前後の事情、(4) 南方に於ける一般邦人及軍属の動勢、となっており、ここでは、(3) の「シンガポール」抑留邦人一部引揚前後の事情をみてみよう。

(昭和20年)十一月十八日、突如として、眞に突如として村に送還の吉報が入った。日本人会長が、連合軍側と打合せた結果、此度偶々スマトラから回航して来た大安丸で、二十二日邦人一部の内地帰還が許されると云うのである。始めは女子七百人と六十才以上の老人を優先的に乗船させ、残部のもを抽籤に依って合計三千五百名帰還させるとの事であったが、其後之れは変更されて、三千五百名全部は六十才以下の男子に限ることとなった。

之れは、大安丸が余りの老朽船で婦女子の乗船には不適當であるとの理由からである。(カッコ内は引用者による)

先発引揚者は抽選で決定されたが、一部連合軍側の命令で会社関係者や軍政要員者は乗船を

拒否された。続けて、つぎのように記している。

乗船者三千五百名は、夫々の感慨を抱いて、二十一日早朝『ジュロン』を出発し、十八哩の道を『シンガポール』に向かって行軍した。手荷物は連合軍側差し回わしの『トラック』十数台で運搬された。ジュロン—シンガポール間十八哩の炎天下の歩行は、可成り苦痛であった。

途中の落伍者も相当にあった。然し之れは荷物運搬のトラックに途中収容されて、午後八時頃迄には、全員の乗船を完了した。落伍者の内には監視印度兵のために、時計や万年筆を強要されたものがあった。

船は当夜『シンガポール』沖に仮泊して、廿二日朝、連合軍側の検問を終へると同時に出帆した。一路懐しの故国に向った。南方よりの□□□□□である。

五千吨の貨物船に三千五百人の乗船は、全く殺人的であった。『ハッチ』の底深く積んだ、バラスト代りの石炭の上に、蓆一枚を敷いて、之れに坪当り六人の人が詰め込まれた。

十四日間の航海で、十二月六日大竹港に無事入港した。

内地に上陸の第一歩を踏むと同時に、南方で経験した今迄の総ての労苦は一度に忘れてしまった。それ程嬉しかったが、然し次の瞬間見渡す限り無惨な空爆の跡を、まざまざと此目で見たとき、又も心は暗くなつて行つた。大竹港の元呉海兵団の兵舎に、内地第一夜の寒い夢を結んで、九日朝、無事東京に辿りついた。(□は読解困難な文字)

まさに、敗戦後のシンガポールに抑留されていた日本人の様子が描かれている。収容所があるジュロン地区から乗船する港まで歩行して移

動したこと、石炭の詰め込まれたバラストに詰め込まれたこと、14日かけて日本に着いたといったことがわかる。

以上が、引揚の内容を記述した主な内容であるが、本報告書の添記部分には「引揚沖繩人を救へ」と題した記述がある。

引揚邦人中最も悲惨なのは全県を挙げて戦場と化した沖繩の出身者で、南方からの引揚者だけでも福岡に二千三百人、鹿児島に二千七百人、浦賀に二千人が収容され、その中福岡では百名も死亡している状態で、いまは着の身着のままの夏服で収容所での冷遇を怨んでをり、同県人は九州の六万を始め約十万人が帰るに故郷なき悲嘆にくれている状態で沖繩人連盟では九日午後五時神田教育会館で引揚民救済の県人大会を開催、輿論に訴へる。

この添記部分は「復員船の入港状況」と並んで、昭和20年12月9日発行の朝日新聞に記載されたものとあり、本報告の補足としている。沖繩県人の引揚者が多かったことがわかる。また、郷土である沖繩でも地上戦が行なわれ、文字どおり廃虚と化したその憂いを感じ取ることができる。

### III 近代沖繩県の産業構造と漁民層発展過程

#### 1. 近代沖繩の歴史と産業構造

本稿の課題である沖繩県からの漁業移民の実態を明らかにする上で、当事者である人々の背景といったものを把握する必要がある。漁業移民は、第2次世界大戦終結までの近代において現出したものであり、もともと県内での漁業従事者による海外への渡航であった。そのため、漁業移民を取り巻く環境として、近代沖繩県の歴史的背景と産業構造の中で、漁業の役割と地位および漁民層の発展過程をとらえる必要があ

る。以上の点について、まず近代沖縄県の歴史を概観し、その中で、主に県民の経済水準に焦点をあてて、産業構造の特徴をとらえることにしたい。

明治維新の時代は、全国的に変革の波を起こした。新法令の発布や産業の改革が行なわれた。いわゆる近代化の道を、日本は歩み始めた。封建制の余波がある土地に縛られた村落共同体は、経済活動への移行がいよいよ顕著となり、平民層にもさまざまな波紋を及ぼした。琉球処分によって、沖縄も琉球藩から沖縄県へと行政区分され、日本へ組み込まれていく。しかし、中央政府は沖縄の古い制度をそのまま残し、急激な改革はひかえるという政策を展開した。いわゆる「旧慣温存策」であった。この旧慣温存策こそが、沖縄の近代化を大きくたちおくらせた要因であったと考えられている（新城、1997、p.150）。具体的には、土地制度、税制制度、地方制度のことで、古い制度をそのまま残し、沖縄を統治した。

琉球王府の旧支配者である士族層は、明治新政府の対応に断固反対の態度を示したが、政府の強硬な姿勢の前に抵抗するすべがなく、自らの特権を保証してもらう方が得策との思惑から、身を転じた。他方、琉球王国の復活を望む士族の中には、「日支両属」を信じ、当時の清国に脱出する形をとった者もいた。しかし、明治27～28年の日清戦争による日本の勝利は、いわゆる琉球の帰属問題に最終的な決着をつけた。また、日本が植民地として台湾を領有したことで、沖縄のもつ軍事的位置や、当時行なわれた勤業面での砂糖生産地としての経済的位置が相対的に低下した。加えて、士族層の多くは無給で家族は貧困に陥った。そのため、農村に移住して農業に従事する者が多かった。いわゆる「屋取集落」を県内農村各地に形成した。

近代沖縄の画期的な事件としては、土地整理事業があげられる。事業は、まず土地処分、す

なわち土地所有権の法認から始められた。次に、地価が定められ、納税の義務が国税として課された。この事業は明治35、36年頃にはすべて完了した。土地整理の歴史的意義としては、「第一に、私的土地所有が確立したことと、土地の所有者たる個人が納税主体となったことである。それは、重税ともあいまって、ある程度進展しつつあった農民層の分解を一層促進し、土地を集積する者と土地を喪失する者とを生じさせた。ただし、この両極分解は全国の地租改正後のように急激ではなかった。しかも、土地を喪失した者がただちに小作人になるのではなく、農業傭人として県内にとどまる者と、出稼労働者や移民として県外に流出する者とを生んだことが1つの特徴である。第2は、沖縄社会が日本資本主義の体制下により深く組み込まれたことである。第3には、沖縄における近代的諸制度の改革の条件が整えられるとともに、新たな収奪の嵐にさらされるようになったことである。しかも、改革は必ずしも順調に進んだわけではなく、すべての制度が全国なみになるのは、大正10年のことであった。第4に、土地整理とそれに連動する諸改革とが、民衆の意識に大きな変革をもたらしたことである。それは、土地に対する私的所有権の確立と、個人を納税主体としたことが、納税共同体としての村に緊縛されていた家および個人を解放し、個としての自我の覚醒を促したため」（角川日本地名大事典編集委員会、1986、p.82）と思われる。

また、地方制度の改革も行なわれたが、適用した自治は度合いの低いものであった。県民の県政への参加も極端に狭められていた。沖縄県へも一般府県制・市町村制が適用されたのは、他府県から遅れること実に25年後のことで、大正9年および10年であった。しかし、この時すでに日本帝国主義の中央集権化政策は、地方自治制そのものを全く形骸化しつつあった。また、1898（明治31）年から沖縄県にも徴兵制が施行

されている。

このような歴史的背景の中、沖縄県は昭和20年の沖縄戦を含む第2次世界大戦終結まで進んでいく。日本は、1914（大正3）年に勃発した第1次世界大戦後の講和会議で、赤道以北におけるドイツ領南洋群島の委任統治国の地位と、中国の山東省における利権を受け継ぎ、これにより、日本の領土は南樺太・朝鮮・台湾などを含め、歴史上最大となった。大戦後は一時的な好景気があったが、その後の戦後不況と昭和初期に起こった世界的な金融恐慌に見舞われた。沖縄県では、その時期の大正末から昭和初期にかけては、いわゆる「ソテツ地獄」という県民生活の極度の窮迫状況を招いた。沖縄県のどの産業部門においても生産基盤が脆弱であったのが要因であった。日本政府も沖縄県経済の救済に乗り出し、その再建策として沖縄県振興15カ年計画を作成したが、昭和19年までの12年間の実施率はせいぜい20%程度でしかなかった。第2表に見られるように、第1次世界大戦後の不況期における国税の滞納額も40%台を推移し、農村は文字どおりソテツを食べて飢えをしのげなければならなかった。その中には多額の借金をかかえるものも続出し、どうにもならない農家では最後の手段として子供の身売りが公然と行なわれた。また、海外移民や本土への出稼ぎとなって沖縄を出て行く人々も増加した。

近代沖縄は資本政策が未発達で、農村からおしだされた労働力を吸収するだけの産業基盤はなかったといえる。その中で、本土への出稼ぎ労働者と現地沖縄の労働者・農民の交流を通じて、日本本土における反体制運動の影響は急速に沖縄へも波及し、労働・農民運動の展開される条件が形成されていった点も見逃し得ないであろう。しかし、日本の軍国主義の台頭は、自覚的な労働者・人民の反体制運動を制圧しつつ、満州事変から日中戦争へ、そして、ついには太平洋戦争へと突き進んでしまったのであ

る。とくに日中戦争の長期化とともに、国内では戦時経済の矛盾が深まってきた。また、国際外交関係も悪化し、主として米国からの経済制裁を受けるに及んで、石油を中心とする物資の不足は危機的状況をまねいた。その突破口として目を向けたのが、蘭領（現インドネシア）の石油、マレー半島のゴム、鉄鉱石、仏印（現インドシナ三国）の錫など、豊富な資源を蔵する南方諸地域であった。

1940（昭和15）年、政府は「大東亜の新秩序」建設を国是遂行の目標としてかかげた。いわゆる「大東亜共栄圏」構想である。それは以前から唱えられていた南進論を前面におしだす国策転換であり、国策の基準として決定されたものであった。それらの南方地域へは、多数の沖縄県民が進出していた。内南洋に進出した日本人のうち、約6割強は沖縄県出身者で占めていた（沖縄県教育委員会、1976、p.805）。また、外南洋にも漁業移民が2,000人近く進出していた（安里、1941、p.473-477）。そして、「これら多くの南洋移住民が南進国策の布石となり、『東亜自給圏確立』のための人的資源となったばかりでなく、その後も、軍・官・民一体である南方開拓の方針のもとに積極的な開拓移住が行われた」（沖縄県教育委員会、1976、p.805）のである。

1941（昭和16）年12月8日、日本海軍はハワイの真珠湾を奇襲攻撃した。また、日本陸軍は、英領とタイ領のマレー半島に奇襲攻撃した。ついに、アジア太平洋戦争が開始されたのである。日本の優勢が続いた戦局も、1942（昭和17）年6月、ミッドウェー海戦で米軍に大敗したことが転機となり、南太平洋の日本軍はつぎつぎ壊滅していった。1944（昭和19）年3月には、沖縄にも守備軍が創設され、先島諸島などへも実戦部隊が送り込まれた。その頃、沖縄県からの移住者が多いサイパン島が陥落し、同年の10月10日には、那覇市を中心に米艦載機が空襲を行な

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

第2表 第1次世界大戦後の沖縄県における国税滞納状況

	調定額 (千円)	滞納額 (千円)	滞納率 (%)
1918 (大正 7)	3,284	6	0.2
1919 (大正 8)	4,214	14	0.3
1920 (大正 9)	2,483	177	7.1
1921 (大正10)	5,442	2,581	47.4
1922 (大正11)	4,999	2,111	42.2
1923 (大正12)	4,617	1,227	26.6
1924 (大正13)	5,329	2,170	40.7

(琉球政府 (1972, p.616) による).

った。1945 (昭和20) 年に入ると、米軍の沖縄攻略は時間の問題となり、同年3月26日にはついに慶良間諸島へ上陸した。新城(1997, p.214-215) は、この沖縄戦の特徴をつぎのように整理している。

(1)勝ち目のない“捨石作戦”であり、本土防衛・国体(天皇制)護持のための時間かせぎであった。(2)住民をまきこんだ国内唯一の地上戦がおこなわれた。(3)住民対策が不十分だったうえ、民間人が根こそぎ戦場に動員されたため、軍人よりも一般住民(非戦闘民)の犠牲者の方が多かった。(4)日本軍による住民殺害事件が多発した。

同年6月23日に日本軍の組織的戦闘は終わり、その後米軍は、同年7月2日、沖縄作戦の終了宣言を行なった。沖縄の住民は特別キャンプへ収容された。この沖縄戦は、今日までにおいても、まぎれもなく沖縄の歴史の画期にあたるといえる。そして、戦後におても27年間はアメリカの支配下におかれ、米軍の軍事基地が築かれた。米軍占領下での住民の暮らしとしては、米軍の食糧集積所から物資を盗み出す「戦果」が特徴であり、物資を交換するバーター制が行なわれた。仕事はほとんどが軍作業となり、沖縄の通貨がB型軍票(B円)に統一されると、給与としてB円をもらった。また、宮古や八重山を中心に「密貿易」が行なわれた。戦後の混乱状況の中で、慢性的な貧困は変わらなかったが、す

べてが生きるための知恵であり、行動であったともいえる。

以上、明治期以降の沖縄県の歴史を概観したが、県内の産業構造はどうであったか。ここでは、主に産業別にみた戸数および人口数の比較からとらえてみる。

前述したように、旧慣温存下の沖縄では、孤立閉鎖的な村落共同体から脱皮することができなかった。それは、群島性および孤島性を特徴とする沖縄県の地理的条件と相俟って、自給自足的な経済段階におしとどめる基礎的条件をともなったといえよう。この時代、沖縄県の産業構造は、県全体の総人口に対する地方農村の農業者の比率によって示すことができる。『沖縄県史 3 経済』(1972)によると、明治23年の全人口のうち農業専門業者は67.4%に達し、兼業者を加えると72.3%にも達する(琉球政府, 1972, p.187)。「生産・経済の担当者としての労働人口の中でも、農業生産に従事する農奴的農民が圧倒的多数を占めていた」(琉球政府, 1972, p.180) ことがわかる。

また、沖縄県の農業近代化は、最初は旧慣温存期という準備の段階であり、つぎは土地整理事業以後の本格化する段階の、廃藩置県以後の日本資本主義に対応して2つの段階をへて展開された(琉球政府, 1972, p.446)。

1904(明治37)年の土地整理事業が終了した以後、県全体の産業構造はどうであったかとい

第3表 第2次世界大戦前の沖縄県における職業別戸数と人口およびその割合

		（単位：上段：人，下段：％）					
		農 業	工 業	商 業	漁 業	その他	計
戸 数	1904 (明治37)	78,217	1,597	5,281	2,828	6,648	94,571
		82.7	1.7	5.6	3.0	7.0	100.0
	1907 (明治40)	78,296	1,974	5,289	3,552	7,541	96,652
		81.0	2.0	5.5	3.7	7.8	100.0
	1910 (明治43)	79,316	2,643	4,102	2,931	11,143	100,135
		79.2	2.6	4.1	2.9	11.1	100.0
	1913 (大正 2)	77,609	4,072	5,316	2,769	12,344	102,110
		76.0	4.0	5.2	2.7	12.1	100.0
	1923 (大正12)	81,183	11,632	5,249	4,121	10,850	113,035
		71.8	10.3	4.6	3.6	9.6	100.0
人 口	1904 (明治37)	389,981	5,673	18,286	8,982	43,748	466,370
		83.6	1.2	3.9	1.9	9.4	100.0
	1907 (明治40)	391,162	6,667	20,618	16,362	52,029	486,838
		80.3	1.4	4.2	3.4	10.7	100.0
	1910 (明治43)	417,563	10,665	17,658	14,018	70,273	530,177
		78.8	2.0	3.03	2.6	13.3	100.0
	1913 (大正 2)	418,048	23,614	25,871	12,187	55,449	535,169
		78.1	4.4	4.8	2.3	10.4	100.0
	1923 (大正12)	420,936	58,091	22,696	23,073	48,519	573,315
		73.4	10.1	4.0	4.0	8.5	100.0

（琉球政府（1972, p.457）に加算）。

うと、第3表は、「土地整理」事業が終了して明治37年以後、大正10年前後までのおよそ20年間における職業別の戸数と人口であるが、それにみるように、農業に占める割合は高いものである。また、工業においてそれぞれ激増していることが注目される。しかし、この期における産業構造については、製糖業を中心とする工業が甘蔗作農業と対をなして大きく発展したことを考慮する必要があり、それが同時に大きな変化でもあった。第4表にみるように、昭和期に入ってから同様な職業構成である。つまり、工業は農業からの未分化のまま存在し、第2次世界大戦以前における県産業の中心は農業であり続けたことがわかる。

農業には、畑作と稲作が存在したが、畑作が耕地面積に占める割合は高かった。畑作では、甘藷と甘蔗の生産が主であった。古い封建的な村落共同体にあって、一部の富豪農が小作人や

身売り人を雇用し、大部分は五反未満の零細農家で占められ、後進性、従属性の特徴を示し、前近代的な領域を脱しきれなかった。それは近代沖縄の産業全体にもいえることである。

その他の産業といえば、人口比に占める割合

第4表 昭和初期の沖縄県における職業別人口とその割合

職業	人口	割合 (%)
農業	203,168	72.9
水産業	6,900	2.5
鉱業	1,012	0.4
工業	31,406	11.3
商業	18,833	6.8
交通業	4,771	1.7
公務自由業	7,050	2.5
家事使用人	4,160	1.5
その他	1,383	0.5
計	278,683	100.0

（琉球政府（1972, p.4）による）。

は数%を示し、基幹産業として代表されるものではなく、農業に依存する構造が横たわっていたといえる。もっとも、産業分野別においては、それぞれ画期的な変化や生産額の増加が見られたが、それでも資本経営に乏しく、個人および集団内の経営で特定の地域に限られた。その未発達背景には、日本政府の収奪的な政策や植民地的状況に置かれた沖縄の姿があった。

その中で、沖縄の漁業はどのように発展していったのだろうか。近代に入って唯一漁村として発展し、行政的にも拡大した糸満町を中心に見てみる。

## 2. 沖縄漁業の歴史と漁村発展過程

近世において、琉球王朝という独自の王国が存在していたが、当時漁業と呼べるものは小規模で自給的な部類に位置していた。いわゆる「オカズ採り」という食生活の惣菜用として、魚介類は採取されていた。漁業は、沖縄県における産業構成の中で低い地位にあった。それは近代に入ってから、大きく変わることはなかった。琉球政府（1972, p.535）によると、「県水産業が『近代』化をなしとげえなかった点について、第1は、前期的資本としての高利貸資本や仲買人の支配であり、第2は、経営の発展段階が『小経営』である」とあるように、前近代的な慣習を脱出していかなかった。それは、全国的な比較であると同時に、日本漁業における沖縄県の地位を示すものでもある。しかし、近代において、沖縄県が日本の内国植民地的存在であったことと、県漁業自体が日本漁業の中で認識されることもなかったことを考えると、それは当然のように思われる。よって、ここでは県内において漁業が発展していく過程と半農半漁を営む村落の内部構造を考察したい。

1881（明治14）年とその翌年に、第2代沖縄県令上杉茂憲がそれぞれ本島、先島を巡回した記録がある。その「巡回日誌」の問答部分に相

当する「上杉県令沖縄本島巡回日誌附録」（沖縄県沖縄史料編集所、1983, p.182）は、琉球処分直後の各地方の実情を詳しく伝えている。当時の国頭地方金武間切りにおいて、つぎのような問答が見られる。

問今日ノ通路七日浜ニテ与那城ヨリ来ル漁夫ナリ述多人数魚獵スル処ノ現況ヲ認メタリ当間切ニハ獵師ナキヤ／答如仰魚獵ヲ為ス者一人モナシ故ニ他ヨリ来リテ漁スルナリ／問汝等ハ如何ナル考ナリヤ他方ヨリ態々来リテ獵スル位ナレハ其利潤推知ル可キナリ然ラバ当間切ニ於テハ居ナカラ天与ノ利ヲ抛擲スルトハ村民魚獵ヲ好マサル故乎將タ又其業ヲ為ス可カラサルノ理由アリテ然ルヤ如何／答当間切ノ村民重ニ農業ヲ専務ト為シ漁業ノ如キハ好マサルナリ況乎其器具ニ乏シクシテ容易ニ獵業ニ就クコト能ハサルニ於テオヤ故ニ吾々モ村民ノ魚獵ヲ為サザルコソ却テ利ナリト思フナリ／問漁具ニ乏シキハ未タ漁業ヲ為ス者ナキカ故ナラン唯汝等始メ目前ニ利ノアルコトヲ欲セサルノ理由ハ解シ難シ如何／答常ニ魚獵ノ実況ヲ視察スルニ其利期ス可カラス如何トナレハ今日ノ獵ニハ大利ヲ得ルト雖トモ明日ハ又一尾ノ獵ナキコトアリ其利期ス可カラサル概ネ如斯然リ而シテ如斯期ス可カラサルノ業ヲ為シ自然農業ニ放心スルコトアレハ是ヨリ太タシキ不利トナラン此ヲ以テ強チ好マサル所以ナリ／問利不利ノ予メ期ス可カラサルヤ特リ漁業ニ止マラス作物ノ如キモ亦然リ当間切ノ田畑ハ村民ノ業ヲ営ムニ余アル程充分ナリヤ吾想フニ決テ然ラサルヲ信ス是ヲ以テ其暇ニ魚獵ヲ為セハ村中ノ利ノミナラス寔ニ国益ノ一端トモ成ル可キナリ猶ホ篤ト熟考セヨ（「／」は問答の区切りで引用者による）

そこでは、「与那城間切出身の漁民が金武間切の浜にきて漁業をしている、金武間切には漁民が一人もいない、他方からの者が来てその利潤を得ていることを知ることだ、天が与えた利を放り投げるのは漁業を好まないのかその理由は如何（筆者訳、以下同じ）」というような問いを投げかけている。それに対して、「村民は農業を専業とし、漁業を好まない、また、漁具に乏しく容易に成し得ない、却って漁業を行なわれないことが利である」「漁業には利不利があるので農業に安心していさえすれば不利もない」ということである。このことから、耕地に不足がなく農業に専念できる地域にとっては漁業を行なう準備も持たない、村民の意識が読み取れる。村民の価値観として、漁業が生活の糧となるに不十分なものとして位置づけられている。このような状況は、金武間切の北に位置する久志間切においても見られる。それによると、「農業を専業とする者は1人もいない、しかし、糸満村より漁する者が多い、漁業を行わないのは耕作や薪の採取に余暇がないためである、夜中に、特に忙しくなければ釣りをする者はいる、また、自ら好んで漁業をする者がいても我々に関係がなく、現に農事に余暇がないので誰も進んで漁業をする者はいない」（沖縄県沖縄史料編集所、1983、p.185）という状況である。両間切とも、沖縄本島東側に位置し、太平洋に面していながら漁業に従事することがないことがわかる。

また、漁業を行なうにしても勝連間切の津堅島では、「島民は農業の余暇に漁業を行なって生計を営むので甚だしい貧民はいない」、「浜比嘉島も同様である」とある。同じ勝連半島の与那城間切では、「平安座島は少々食糧に乏しいが漁業を行うことで不足を補う、宮城島と伊計島の2島においては産出される作物で自活できるので漁業を営む者がいない」（沖縄県沖縄史料編集所、1983、p.100、p.167-168）という

ように、あくまでも農業を主体として副次的に漁業が位置づけられている。このような状況は、羽地間切の屋我地村および済井出村、大宜味間切、国頭間切宜名真村および奥村、本部間切、名護間切などの国頭郡地方、宮古島などが同様である。それ以外、つまり沖縄県の大部分においては、漁業は「ナシ」というような状況である。

このように、「巡回日誌」の記録の中で、漁業が農業の余暇に補助的に行なわれる地域は、国頭地方や勝連間切および与那城間切などの本島中部東海岸部、宮古島があげられる。その中で、地元の村民によるもののほかに、糸満村からの寄留形式での漁業が行なわれている地域がある。それは、本部間切および名護間切、宮古島である。本部間切では、「糸満村ヨリ来リテ寄留スル者三十人位」、名護間切では、「糸満村ヨリ来リテ獵スル者アレトモ近海ニハ漁甚多カラスシテ大獲ナシ且ツ当年杯ハ飲料ニ不足セシ故彼漁夫等皆伊江島ニ行テ獵セリ」、宮古島では、「糸満辺ヨリ漁獵ニ来ル者ナキヤ」の問いに「偶マニ来ル者アリ」と答えている（沖縄県沖縄史料編集所、1983、p.201-203、p.228）。

全間切において、漁業が副次的になされているかあるいは皆無である中で、糸満村出身者が県内各地に出漁していた状況がわかる。同じく「巡回日誌」の中に、糸満村についての記述がある（沖縄県沖縄史料編集所、1983、p.76）。

該村（引用者注——糸満市を指す）概ネ漁業ヲ似テ恒産トス、茅屋蠣牆鱗、次、楡比ス、僅ニ数百間ノ地ニシテ、個数九百二十九戸、人口五千三百余ト云フ、首里那覇ニ垂ク、一大部落ナリ、其漁シ獲ル所ノ漁蝦ハ、皆那覇ニ運搬シテ鬻ク、該地沖縄漁業ノ鼻祖タルヲ似テ、本嶋沿海ノ地ハ無論先嶋諸嶋等へ派出シ、以其利權ヲ専ニス、年々旧曆七月十五日似テ、出稼ニ散布セル

モノ、聚合ノ期節トス、皮相スルニ、貧困ノ様ナレトモ、其实富邑ナリ

このことは、明治初期の同時期において、糸満村だけが専門的に漁業を行っていたことを端的に示すものである。糸満村は、明治41年の島嶼町村制により、自治体の糸満町となるが、事実上県下を代表する漁村として成長していくのである。沖縄県における水産業の研究史において、漁村としての糸満あるいは糸満漁民を中心としてなされていることがわかる。近代沖縄県の漁業は、糸満漁業の発展が県内各地へ分化していく過程であったといえる。第5表は、糸満町の近代における漁業発展を表したものである。その分化していく過程の指標となるのが、糸満町へ主に漁業目的で雇われた雇子の存在で、いわゆる「糸満売り」といわれる年季奉公制度である。第5表に、その「糸満売り」が行なわれたと思われる期間を示した。

糸満漁業は、その発展過程において県内から県外、そして海外へと活動の場を拡大していく。海外へは、大正後期から第2次世界大戦前の昭和20年まで続く。以下、糸満を中心とした沖縄県の漁民層が形成され、発展していく過程を次節で述べることにする。

### 3. 漁民層形成と発展過程

前節で述べたように、近代沖縄の歴史は他府県にはない特異性を示していた。産業基盤も脆弱で、県外出稼ぎや海外移民する者が多かった。その多くは農業移民であり、渡航先の耕地における契約移民として、または自由移民として渡航した。比率的には少ないが、漁業目的で海外へ渡航する者もいた。おのずと、それらの人達は、県内でも漁業に従事する漁民層であった。そこで、その漁民層がどのように形成され、発展していったのかを考えたい。

その中で、最も注目されるのが、当時から漁

業を専門的に行なっていた糸満漁民であり、また、その糸満漁民のもと年季雇用された「雇子」たちであった。いわゆる「糸満売り」という全県下で行なわれるにいたった、主に漁業活動における雇用慣行の誕生と発展過程から漁業移民の系譜をとらえようとするものである。

糸満町は沖縄県を代表する漁村であるが、糸満の人々は自然に漁民としての形成を果たしていった。糸満町は現在の糸満市字糸満である。王府時代は兼城間切の一村であったが、明治期に入ると首里・那覇に次ぐ第3の集落として発展し、県下最初の町として行政施行されるにいたった。距離的にはその首里・那覇に近く魚介類を売って現金収入を得る市場が存在していたことも発展の支えとなった。自然環境において、西側を東シナ海に面し、広大なサンゴ礁が広がり水産資源が豊富であった。サンゴ礁城内の「クチ」といわれる外海とを結ぶ水路がいくつも存在し、くり船や「サバニ」という伝馬船の通りを容易にしていた。集落は琉球石灰岩堤の斜面に立地し始め、その後海岸へと伸びていき、「ジョー」という船揚場を形成しながら浅瀬を埋め立てていった。耕地面積は狭小で漁業に依存する率が高かった。

糸満漁民は、明治初期から県内へ出漁していたが、各地にその入漁のための漁業権を設定していく。そして、出漁する過程において移住を伴い、各地に糸満漁民部落なる「糸満宿小(ヤードゥグワー)」を形成し、本村糸満に対する「分村」を形成した。その初期過程は先述の上杉県令日誌にも見られた通りである。

「糸満売り」における「雇子」の多くは、当時の尋常小学校を終えないか終えた程度の教育歴であったので、たいてい文盲で社会的地位は低かった。「雇子」は、沖縄県内でも低所得地域の出身者であり、農村部の貧困家庭の子供たちであった。「雇子」の供給地域は琉球列島全域に及んだ。中でも沖縄本島の北部一帯および

第5表 糸満町における漁業発展過程

年号	時代区分	日本・沖縄県概況	糸満町概況	雇子雇用時期
琉球王府時代				
1868(明治 1)		(明1) (明治維新)		
1872(明治 5)	「県内出稼ぎ漁業の濫觴期」	(明5) 琉球藩となる		
1877(明治10)		(明7) 最後の進貢		
1882(明治15)		(明9) 欧米における貝類需要 ⇒採貝漁業に比重	(明12) ハギンニの製造	
1887(明治20)		(明12) 沖縄県を置く	(明17) 水中眼鏡(ミーカガン)の考案	
1892(明治25)		(明21) 「教育勅語」発布	(明23) 廻高網(アギヤー)の考案	
1897(明治30)		(明25) 人頭税廃止運動		
1902(明治35)	「県内出稼ぎ漁業の発展並びに県外出稼ぎ漁業への転換期」	(明27) 日清戦争	(明35) 漁業者約4000人(男女計)	
1907(明治40)		(明31) 明治政府本県に徴兵制を適用	(明36) 字港川の設置	
1912(大正 1)		(明34) カツオ漁業の創業	(明38) 「糸満遠洋漁業株式会社」の創立⇒(明42) 会社解散	
1916(大正 5)		(明36) 地割制度の廃止	(明41) 兼城村から分離し糸満町となる	(大1～3) アギヤー最盛期
1921(大正10)	「県外発展並びに海外出漁濫觴期」	(明37) 日露戦争		
1926(昭和 1)		(明40) 「地先専用漁業権」	(大13) 糸満～那覇間の軽便鉄道開通	
1930(昭和 5)	「海外出漁の発展期」	(大3) 第一次世界大戦勃発	(昭5～10) アギヤー最盛期	
1935(昭和10)		(大7) 県下の専用漁業権設定終了(大8) 南洋諸島委任統治の開始		
1940(昭和15)	「海外出漁の衰退期」	(大14) 「治安維持法」成立	(昭9) 「分村」15町村	
1945(昭和20)		(昭12) 日中戦争開始	(昭13) 糸満町海外在留者数1413名(男子のみ)⇒8割は漁業者	
1950(昭和25)		(昭16) 真珠湾攻撃		
1955(昭和30)		(昭20) 日本「ポツダム宣言」受諾(昭20～27) 「戦果」「軍作業」「密貿易」	(昭27) 「糸満漁業協同組合」設立	
1960(昭和35)		(昭27) サンフランシスコ条約	(昭27～37) 捕鯨漁	
1965(昭和40)		(昭33) B円と米圓ドル交換	(昭36) 新糸満町	
1970(昭和45)		(昭47) 施政権が日本政府へ返還され「沖縄県」となる	(昭46) 市政を施行し糸満市となる(昭47) 埋め立て大規模化	
1975(昭和50)		(昭55) バヤオの導入	(昭49) 糸満新漁港着工	

時代区分は、上田(1991)に従った。  
 沖縄県および糸満町の概況は、角川日本地名大辞典編集委員会(1986)と糸満市史編集委員会(1991)を参考にした。  
 雇子雇用時期は、聞き取り調査による設定である。

その周辺離島、宮古諸島、奄美諸島が最大の供給地域であった。家庭内の貧しさから、あるいは親の借金の肩代わりとしても奉公に出された。そして糸満町は、「雇子」の流入を受け入れることになった。

「雇子」全体の実数を求めるのは不可能である。またいつから「糸満売り」が行なわれたのか、そしていつまで続いていたのか、正確に把握するのは難しい。しかし、糸満町において、漁業従事の雇用不足が生じない限り、「糸満売り」は存在しなかったと考えられている。「雇子」の誕生は、明治期の中頃と思われる。その背景には、糸満町における漁業技術の進歩と漁業活動の拡大があった。それに伴って町内の商業活動も発展し、雇用を生む地域としての成長が見られた。また、当時の社会においては、家庭内で子供を奉公に出すことに比較的積極的な態度があり、「糸満売り」における「雇子」の存在は人権上もそれほど問題視されなかった。

第5表の中で、「糸満売り」が行なわれたと思われる期間を設定したが、それによると、明治12年の廃藩置県以後から第2次世界大戦以後の昭和30年頃まで続いた。「雇子」が本格的に増加したのは、明治36年の地割制度の廃止以降、いわゆる土地整理事業の終了の頃からと思われる。その近代化にともなう産業を担った農民層の分解が起こり、階層分化を生じさせた。これのよって貧困家庭からの子供の身売りあるいは奉公人が増加したと考えられている。糸満町では、明治期から漁業技術が発達していた。特に、明治23年に糸満漁民によって考案されたといわれる廻高網（たか網、追込網ともいう。以下、追込網を用い、追込網による漁業を追込網漁業とする。通称「アギャー」）が誕生し、島嶼沿岸海域のサンゴ礁域で十分な生産を獲得する進歩が見られた。写真1および第1図は、その追込網をもちいた出漁風景と操業見取り図である。沖縄県水産試験場（1983, p.654-664）に

よる、昭和4年調べの「島尻郡中頭郡各村漁業調査」の中で、「たか網」として調査されている。それによると「舟八隻」「乗組員一隻ニ四人及至六人」「漁業物赤むろ」「漁期周年」「漁場沿岸五裡以内水深八尋～二五尋」「組織申合組合（漁具ノ出シ合）」「分配袖網四張ヲ一人半割袋網ヲ三人割従業者ハ技術ニ依リ人分ヲ定メ頭割ヲ受ク」とある。この時期「一組八隻」による追込網組が10組あった。1組あたり平均40人前後の大型追込網集団である。その他に、「建干網」「すんか網」「ひち抄網」「ぱんたか網」などの小型の追込網も数多く存在した。追込網漁業は、袋網に向かって「乗組員」が潜水あるいは海面で泳ぎながら魚群を追い込んでいく狩り込み式漁業で、「乗組員」つまり水泳者が多くなる要素を含んでいた。労働力の確保が必要であった。糸満町内の労働力では不足し、他地域からの雇用機会が生じた。海での潜水技術を駆使した労働であるため、年齢的にも精神的にもその技術訓練に適した年少者が好まれた。主に10代の子供達で、農村部の貧困家庭に位置した出身である。当時の産業といえば、前述のように零細性に強い農業主体で身売りや傭人を生む背景をなしていた。家庭内の「口減らし」としても奉公に出された。そのような状況下で、糸満漁民の金銭の前借しによる子供の雇用が行なわれた。

「糸満売り」における糸満漁民側と「雇子」の里親との関係を接近させる要素として、糸満漁民側の出漁をともなった県内各地への移動があった。その後、通漁や移住へと発展し、漁場における背後農村部との雇用面での交渉が行なわれた。また、交渉を斡旋する仲買人も存在し、「糸満売り」が本格化すると専門的に行うようになり、仲介料を得ていた。第2図は、糸満漁民が移住して集落を形成した、本村糸満に対する「分村」の位置を示したものである。県内各地はもとより、奄美諸島でも、「分村」形成さ

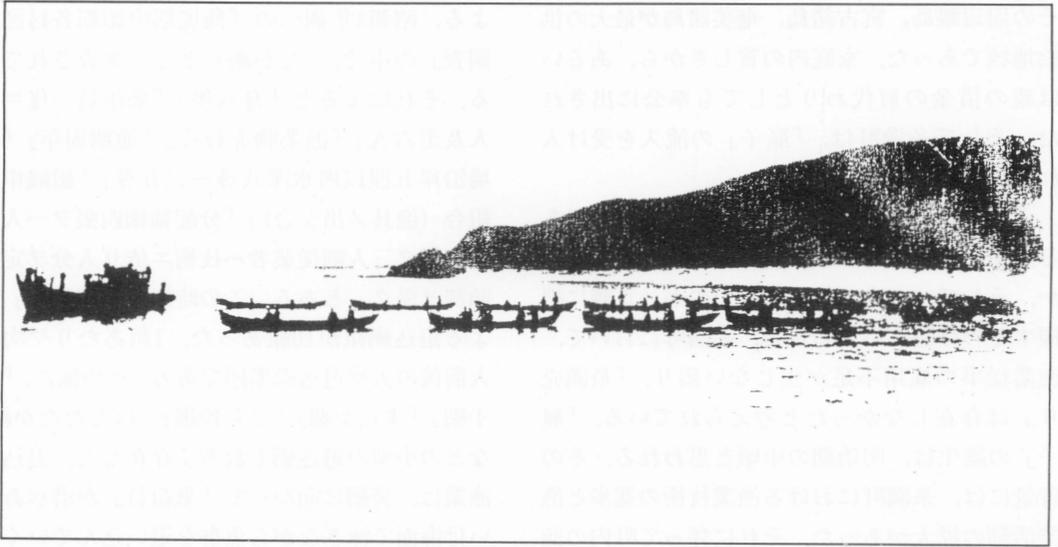
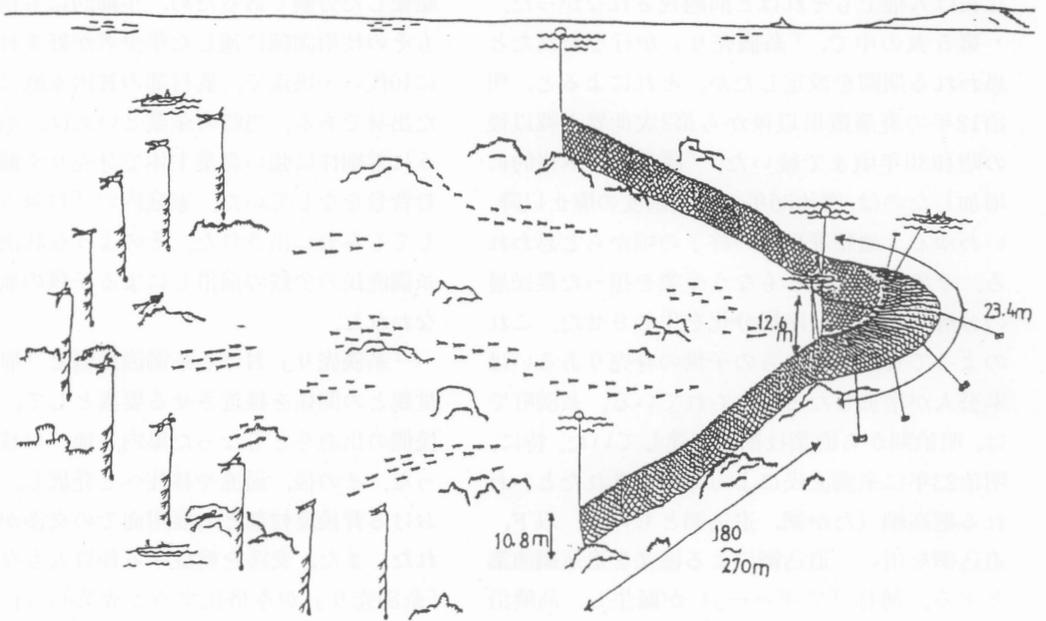
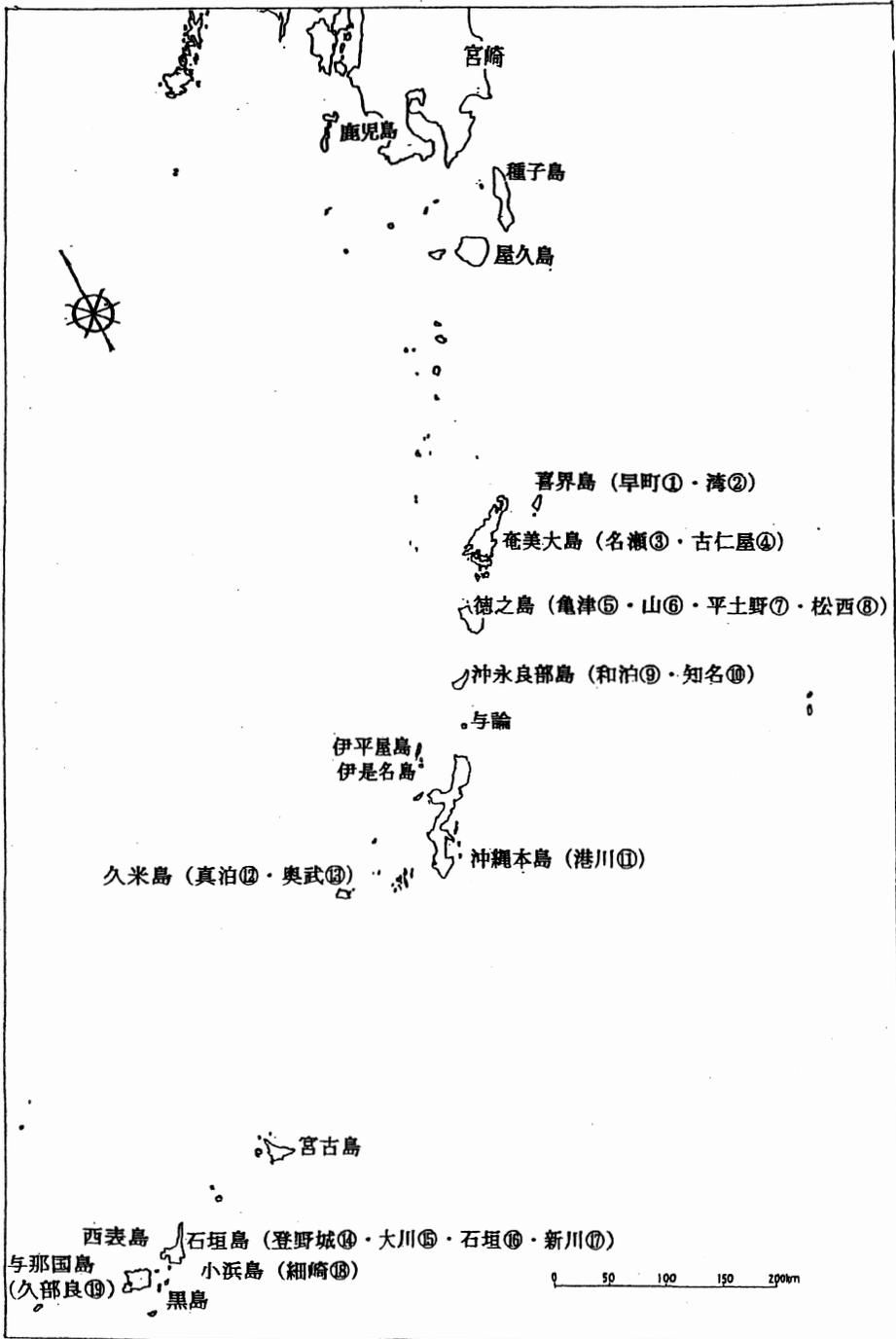


写真1 追込網漁「アギャー」の出漁風景  
(糸満市史編集委員会, 1991, p.107による).



第1図 糸満漁民による追込網漁業の操業見取り図  
(沖縄県水産試験場, 1986, p.151による).



第2図 糸満漁民による「分村」の位置

(上田 (1991, p.45) に、筆者の聞き取り調査から大川⑮、細崎⑲、久部良⑱を加筆した)。



写真2 昭和戦前期の「雇子」と「親方」

(現在名瀬市在住の「糸満売り」経験者による所蔵の写真)

れている。「分村」形成の背景には、漁場への近接性のほかに、漁獲物の供給地をつくるということがあった。それらの地域に糸満漁民は「雇子」も伴って進出した。つまり、沖縄の漁民層の大部分は、「雇子」が分化した結果である。「雇子」は年季雇用を終えた独立後も、新たな糸満系漁民として各地にとどまり、漁業分野の中心的役割を担っていった。それが近代の沖縄県における漁民の形成過程であり、漁村の発展であると考えられる。

写真2は、昭和戦前期の八重山諸島石垣島の雇子と「親方」といわれた雇主の姿である。写真の出所は、当時奄美大島名瀬市から石垣島へ「糸満売り」された、現在名瀬市在住の「雇子」経験者所蔵である。「親方」という人物は、写真では後列右端の者で、1世代前に糸満から移住してきたいわゆる「糸満二世」である。親となる1世代前は、奄美大島へ移住していたようで、その後石垣島へ移住してきた。そのためか写真にある「雇子」7人は、皆奄美大島出身で

占められる(市町村別では、名瀬市3人、龍郷町3人、住用村1人)。雇子関係には土着の結びつきが影響していた。写真の彼らも、10代の年少者で郷里は農村部である。写真保持者の回顧によると、「年季期間は、毎日のように漁業に従事し、採貝や小型追込網漁業を行なった。冬場の冷たい海中での仕事はこたえたが、親方は食事や身の回りの物を世話してくれた。確かに、「売られた」という意識はあるが、里親に対する恨みはない。それ以上に郷里の貧しさがひどかった」ということである。

「糸満売り」を生じた背景には、当時の日本政府による産業政策の欠如や搾取が働いたことが要因でもあった。国内問題として日本における沖縄の植民地的状況が横たわっていたといえる。

「糸満売り」に関する、今日までの一般的な解釈については、これまでの研究成果からある程度求められることであろう。しかし、いまだに解決されていない点も多く、十分に納得され

るべきものではない。とくに、教育や人権の問題の中で扱われる点では、大きな矛盾をはらんでいると思われる。それは、「糸満売り」なるものが、近代沖縄の経済的・社会的諸相をはらんだ民衆の意識構造と生活基盤の変化に起因すると思われるからである。その背景には、「ソテツ地獄」と称された慢性的な貧困が、近代沖縄を通じて存在していた。金納による国税の滞納や借金苦にあえぐ農民がいた。それはある意味で強制的であり、選択の余地が残されていない状況で存在していた。その圧迫状況から結果的に「糸満売り」やその他の身売りが行なわれるにいたったのである。その主役を担ったのが年端もいかない少年少女達であり、家庭内の「口減らし」や親の借金苦から雇われた事例が多い。その少年少女達が「雇子」として、主に糸満漁民によって雇われた。あるいは雇用を終えた元「雇子」に雇われる場合もある。そのように「雇子」から雇主へと移る過程は、「雇子」に対して人権上問題視しない、雇用の柔軟な受け止めが存在したと考えられる。よって、当時の社会背景には、人権擁護にとらわれない雇主（糸満漁民）や親と子の心理的側面が重視され、現状の窮地を打破する解決策として金銭の前貸しや身売りを伴う労働の提供が公然と行われたように思われる。それが「糸満売り」の根本的要因である。また、年季の期間が当時の尋常小学校を終えるか終えない時期から徴兵検査が行われる20歳までの間で設定されていた。このように社会的条件を考慮した雇用が見られたことも、世間一般に形式的であれ認知される要素を含んでいたように思われる。

以上の沖縄県における漁民層の形成発展と併行して、漁業移民も海外へ渡航していく。漁業移民の形成・維持において大きな役割を果たしたのが、「糸満売り」における漁業者の誕生と育成であった。つまり、糸満売りで育成された漁業者が海外への出稼ぎ移民として渡航してい

ったのである。そのような漁業者の育成と漁業移民の送り出しが絶え間なく行われたのである。それでは次章で、漁業移民の渡航から活動におよぶ歴史と実態について述べてみたい。

#### IV 沖縄県における漁業移民の実態

##### 1. 沖縄県出移民の中の漁業移民

沖縄県において移民が盛んであったことはすでに述べた。ここでは、戦前の沖縄県全域からの出移民の状況を年次別、渡航別にとらえ、同じく漁業移民のそれと比較する。用いた資料は、沖縄県出移民については石川（1997）からの引用で、漁業移民については、「海外旅券下付表」（外務省外交史料館所蔵、明治32年～昭和16年）を用いた。ここでいう漁業移民数とは、「海外旅券下付表」から抽出できる「漁業を目的に旅券が下付された者」である。

第6表は、その沖縄県出移民数と漁業移民数を年次別に表したものである。沖縄県からは、1899（明治32）年に27人の渡航があり、1903（明治36）年から再び始まり1941（昭和16）年の第2次世界大戦勃発前までの渡航がみられる。漁業移民は、1902（明治35）年の1人から始まるが、旅券に記載された渡航目的は「水産物視察」であった。この旅券を下付された1人については、安里（1941, p.489）に、「我が国に於いて、海外移民は明治初年に、所謂官約移民と称する布哇移民が初めてである。本県に於いては、明治三十二年、初めて官約移民として布哇に渡航した者を似て嚆矢とするのであるが、その後移民ではないが、外国渡航者として許可された者が多数居る。その内一二を示すと明治三十四年に（中略）、八重山の松村仁之助が水産業視察のため北米領フィリッピンへ、（中略）学術研究のため渡航許可になって居る（傍点引用者による）」とあるように、この明治35年の1人は学術研究に類するもので移民とはいいがたい。よって、第6表にもあるように比率は「？」とな

第6表 第2次世界大戦前の沖縄県出移民数における  
漁業移民数(人)および比率(%)

	沖縄県出移民数	漁業移民数	比率
1899(明治32)	27	—	—
1900(明治33)	—	—	—
1901(明治34)	—	—	—
1902(明治35)	—	1	?
1903(明治36)	96	—	—
1904(明治37)	845	—	—
1905(明治38)	1,620	—	—
1906(明治39)	4,670	—	—
1907(明治40)	2,985	—	—
1908(明治41)	1,354	—	—
1909(明治42)	232	—	—
1910(明治43)	600	—	—
1911(明治44)	906	—	—
1912(大正 1)	2,351	—	—
1913(大正 2)	1,185	—	—
1914(大正 3)	940	1	0.1
1915(大正 4)	616	—	—
1916(大正 5)	774	—	—
1917(大正 6)	3,633	—	—
1918(大正 7)	4,187	2	0.01
1919(大正 8)	2,251	—	—
1920(大正 9)	1,233	—	—
1921(大正10)	1,140	3	0.3
1922(大正11)	798	36	4.5
1923(大正12)	1,256	9	0.7
1924(大正13)	1,442	64	4.4
1925(大正14)	2,606	212	8.1
1926(昭和 1)	3,155	99	3.1
1927(昭和 2)	3,286	226	6.9
1928(昭和 3)	2,636	239	9.1
1929(昭和 4)	4,004	268	6.7
1930(昭和 5)	2,883	549	19.0
1931(昭和 6)	1,333	224	16.8
1932(昭和 7)	1,480	85	5.7
1933(昭和 8)	1,797	108	6.0
1934(昭和 9)	3,099	292	9.4
1935(昭和10)	1,659	486	28.6
1936(昭和11)	3,316	584	17.6
1937(昭和12)	3,893	323	8.3
1938(昭和13)	2,461	70	2.8
1939(昭和14)	1,118	117	10.5
1940(昭和15)	852	98	11.5
1941(昭和16)	612	18	2.9
計	75,344	4,114	5.5

沖縄県出移民数は石川(1997, p.329-330)による。  
漁業移民数は外務省外交史料館所蔵「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年による。  
比率は、沖縄県出移民数に占める漁業移民数の割合である。「?」については本文を参照。

っている。しかし、本稿の漁業移民数にはこれら「水産物視察」などの指導や調査なども含めることとした。その漁業移民として扱った「旅行目的」の旅券記載内容を示すと第7表のようになる。漁業移民は、その漁業目的においても「漁業」「呼寄」「再渡航」「同伴」「水産会社従事」「採貝」「視察・調査・指導」分けられ、記載されている用語そのものの意味には「水産業」の範囲内として扱った。いずれも漁業目的での呼寄や再渡航、同伴による渡航である。よって、本稿であつかわれる漁業移民とは、第1次産業としての漁業のほかに、第2次産業である水産工業や製造業なども含まれ、「女工」に代表される女性の進出もあった。漁業移民における女性の進出は、「呼寄」や「同伴」、または「水産会社従事」などにおいて顕著に見られ、水産物市場における商業分野においても見られる。

さて、漁業移民は大正後期から昭和前期にかけて多く見られる(第6表)。それは、沖縄出移民の中でも、また日本の海外漁業分野においても後発の部分である。漁業移民の渡航が集中した地域は「南方」地域であり、当時日本の委任統治領であった南洋群島や、西洋列強の植民地であった東南アジア諸国である。沖縄県出移民に占める漁業移民の比率は5.5%に過ぎない(第6表)。移民の多くが農業移民であったということであろう。しかしながら、比率的には沖縄県全体の出移民の数%でしかないが、渡航先国における現地邦人漁業者に占める比率は他県に比して圧倒的に高く、現地水産界には欠かせない存在となっていた。

## 2. 漁業移民の渡航地

漁業移民数を年次別・渡航地別にみると、第8表のようになる。渡航地は、多い順に英領マラヤ(延べ数2,527人)、米領比律賓(1,084人)、蘭領東印度(417人)、豪州(43人)、仏領ニューカレドニア(32人)、キューバ(5人)、ハワイ

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

第7表 旅券に記載された漁業移民の渡航目的

漁業	呼寄	再渡航	同伴	水産会社従事	採貝	視察・調査・指導
追込漁 漁業 漁業従事 漁業ノタメ 漁業ノ為 漁業ノ為メ 漁夫トシテ 漁商 水産業 水産業ノタ メ	*ノ呼寄水産業ノタメ 夫ノ許へ(漁) *ノ呼寄漁業ノタメ 夫ノ許へ漁業 *ノ呼寄水産業 夫ノ呼寄漁業 *ノ呼寄漁業 漁業夫ノ呼寄 *ノ呼寄(漁) 水産業ノタメ兄ノ許へ 兄*ノ呼寄ニ依リ水産業 ノタメ 水産業ノタメ父ノ許へ 兄*ノ呼寄水産業ノタメ 父*ノ呼寄漁業ノタメ 兄*ノ呼寄漁業ノタメ 父ノ呼寄ニ依リ漁業ノタ メ 兄*ノ呼寄漁業 父ノ呼寄漁業ノタメ 兄*ノ呼寄(漁) 父ノ呼寄漁業 兄ノ呼寄(漁業) 父ノ呼寄(漁) 兄ノ呼寄漁業 父ノ許へ(漁) 兄ノ許(漁) 父ノ許へ漁業 姉*ノ呼寄漁業ノタメ 母ノ許へ(漁) 永福虎ノ呼寄ニ依リ水産 業ノタメ 呼寄漁業ノタメ 永福虎ノ呼寄水産業ノタ メ 呼寄漁業 永福虎ノ呼寄漁業ノタメ 永福虎ノ呼寄店員トシテ 永福虎ノ呼寄(漁業) 永福虎ノ呼寄漁業 永福虎ノ呼寄(漁) 永福虎ノ呼寄	漁業ノ為メ 再渡航 漁業ノ為(再) 漁業(再) 水産業(再) 再水産業ノタ メ 再漁業ノタメ 再漁業ノ為メ 再漁夫トシテ 再漁業 再ヒ漁業ノタ メ 再ヒ水産業 再ヒ(漁業) 再ヒ漁業 再ヒ(漁)	兄*ニ同伴水 産業ノタメ 兄ニ同伴漁業 ノタメ 義兄ニ同伴漁 業 *ニ同伴漁業 ノタメ *ニ同伴漁業 *ニ同伴(漁)	水産会社従業 員トシテ 水産会社女工 トシテ ホルネオ水産 会社女工ト シテ ホルネオ水産 職工トシテ ホルネオ水産 女工トシテ 罐詰女工トシ テ 女工トシテ	真珠貝採貝 夫トシテ 真珠貝採取 夫 真珠採貝夫 トシテ 船夫トシテ 採貝夫	漁業及農業 用機械設 備調査ノ 為メ 漁業技師ト シテ渡航 漁業会社指 導員 漁業視察ノ タメ 漁業視察 漁業指導員 トシテ 商業漁業視 察 水産業商業 視察 水産物視察

\*は人名をあらわす。

「呼寄」の「永福虎」とは鹿児島県出身者で特に英領新嘉坡において会社経営を行っていた人物である。

(外務省外交史料館所蔵「海外旅券下付表」明治32(1899)年~昭和16(1941)年により、「旅行目的」が漁業および漁業に準ずるものを抽出して作成)。

波 平 聡

第 8 表 年次別・渡航地別漁業移民数 (人)

	英領マラヤ	米領比律賓	蘭領東印度	豪州	仏領ニューカレドニア	キューバ	ハワイ	北米合衆国	シヤム	合計
1902 (明治35)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
1903 (明治36)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1904 (明治37)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1905 (明治38)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1906 (明治39)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1907 (明治40)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1908 (明治41)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1909 (明治42)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1910 (明治43)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1911 (明治44)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1912 (大正 1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1913 (大正 2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1914 (大正 3)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
1915 (大正 4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1916 (大正 5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1917 (大正 6)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1918 (大正 7)	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
1919 (大正 8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1920 (大正 9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1921 (大正10)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
1922 (大正11)	16	8	-	12	-	-	-	-	-	36
1923 (大正12)	8	1	-	-	-	-	-	-	-	9
1924 (大正13)	46	-	13	4	-	-	-	1	-	64
1925 (大正14)	177	4	31	-	-	-	-	-	-	212
1926 (昭和 1)	31	13	53	2	-	-	-	-	-	99
1927 (昭和 2)	166	10	49	-	-	-	-	-	-	225
1928 (昭和 3)	204	14	17	5	-	-	-	-	-	240
1929 (昭和 4)	171	21	62	1	13	-	-	-	-	268
1930 (昭和 5)	318	116	92	-	18	5	-	-	-	549
1931 (昭和 6)	176	33	14	1	-	-	-	-	-	224
1932 (昭和 7)	47	28	9	-	1	-	-	-	-	85
1933 (昭和 8)	72	29	6	1	-	-	-	-	-	108
1934 (昭和 9)	181	100	10	1	-	-	-	-	-	292
1935 (昭和10)	219	258	2	2	-	-	4	-	1	486
1936 (昭和11)	215	357	10	2	-	-	-	-	-	584
1937 (昭和12)	236	63	17	7	-	-	-	-	-	323
1938 (昭和13)	55	-	15	-	-	-	-	-	-	70
1939 (昭和14)	108	-	4	5	-	-	-	-	-	117
1940 (昭和15)	67	24	7	-	-	-	-	-	-	98
1941 (昭和16)	11	3	4	-	-	-	-	-	-	18
計	2,527	1,084	417	43	32	5	4	1	1	4,114

(「海外旅券下付表」明治32 (1899) 年～昭和16 (1941) 年により作成)。

(4人)、北米合衆国(1人)、シャム(1人)であり、明治35年から昭和16年までの延べ総数4,114人であった。第3図は、その延べ総数を渡航地別にみた構成比率であり、英領マラヤが61.4%を占め、圧倒的に多い。続いて米領比律賓(26.3%)、蘭領東印度(10.1%)と続き、上位3カ国または地域で約98%を占める。少数ではあるが、豪州や仏領ニューカレドニア、ハワイや北米地域にも渡航したようである。沖縄県からの漁業移民の渡航地は、現在の東南アジア地域であり、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアとみなすことができる。注意点として、ここで用いた「海外旅券下付表」の中には、当時の南洋群島への移民は含まれていないという点である。

タイを除くこれらの地域は、19世紀末までに西洋列強の植民地と化していた。それ以前、東南アジアでは各地に海港都市が生まれ、交易型の国家も誕生していた。15世紀末、西洋列強はまず香料貿易の手がかりをめぐって「大航海時代」を開始したのである。以後、東南アジアにおいて植民地が築かれることになる。

「オランダは19世紀初頭以来、ジャワ、スマトラ、南ボルネオ、セレベスなどをその勢力下に収めた。イギリスは1824年の海峡植民地獲得以降勢力を拡大し、1914年には植民地体制を確立し、また、数度の戦争の後1885年にはビルマ全土を支配下に置いた。フランスも、1867年のコーチシナ植民地を手始めとし、1893年までにトンキン、カンボジア、ラオスを含むインドシナ連邦を設立した。フィリピンは16世紀以来スペインの支配下にあったが、19世紀末の米西戦争の結果、アメリカの領土となった」(上智大学アジア文化研究所、1992、p.202-204)。

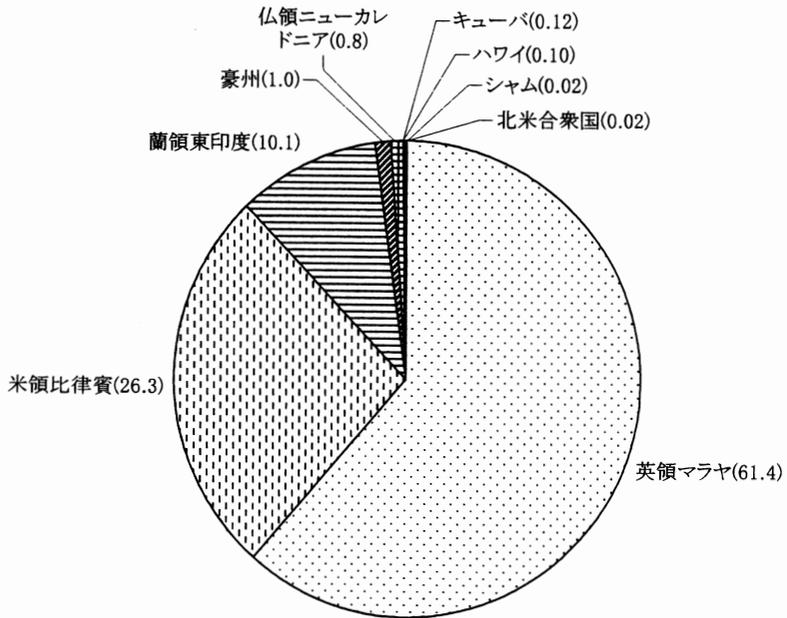
また、こうした植民地化は政治・社会面でほぼ共通の重要な変化をともなっていたとされている。第1に、19世紀末に至り、東南アジア地域にも、国境に規定される領域を実効的に支配

する国家(植民地国家)が成立したことで、ラングーン、クアラ・ルンプル、シンガポール、バタビア、サイゴン、マニラといった新たな植民地都市が形成されたことである。第2に、機能的、合理的、中央集権的な官僚機構を創出した。第3に、「原住民」の官僚養成と相補関係にある教育制度の確立で、教育は非現地語で行なわれた。第4に、白人優位に基づく複合社会を創出したことで、特に華僑や印僑は、各種産業にクーリー(苦力——中国下層の労働者)として雇われ、植民地国家による保証もあったことで次第に植民地社会において経済的に重要な地位を占めるようになったのである(上智大学アジア文化研究所、1992、p.202-204)。

1940(昭和15)年から1942(昭和17)年においては、日本の「大東亜共栄圏」構想台頭のもと、帝国主義の進出を受けることになった。昭和15年、日本軍は北部仏印に進駐し、昭和17年には、インドネシア、フィリピンは軍政下におかれた。昭和18年、ビルマでは日本軍の傀儡政権が樹立し、英領マラヤではその豊富な資源が標的とされた。大戦後、これらの植民地諸国はさまざまな過程を経て、それぞれの独立を果たしていく。漁業移民の渡航時期は、以上の19世紀末からの植民地国家となる時期と一致する。

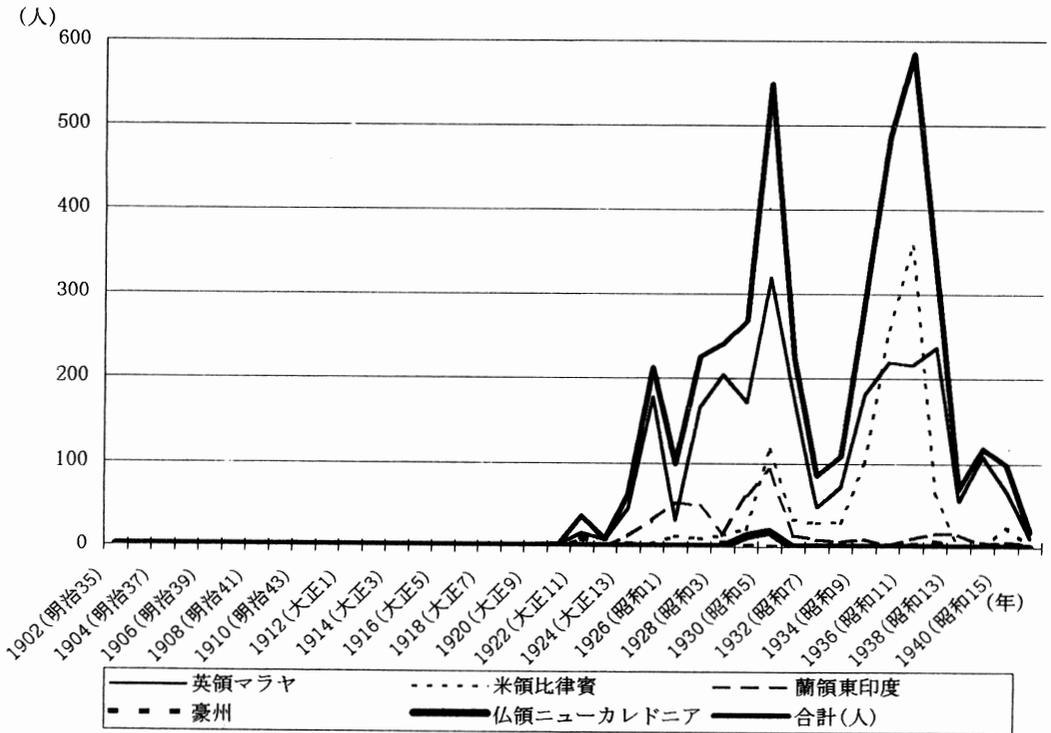
第4図をみると、漁業移民は年次別に増減の波をつくっていることがわかる。延べ総数では、1930(昭和5)年と1936(昭和11)年をそれぞれ大きな山として推移している。第6表の沖縄県出移民数と比較しても、その増減にはある程度共通性がみられるが、いわゆる沖縄県出移民史の南米移民中後期および南方移民興隆期であり、ハワイ・北米移民の衰退期でもあった。移民数の山は恐慌や不景気と関連するといわれているが、1929(昭和4)年には、世界大恐慌が起り、翌年には日本にも波及している。沖縄県でも農村疲弊により、失業者や身売りが増加し、本土不況による県外出稼者も帰郷している

波 平 聡



第3図 渡航地別漁業移民数構成比率 (%)

(「海外旅券下付表」明治32 (1899) 年~昭和61 (1941) 年により作成。)



第4図 漁業移民数の変遷

(「海外旅券下付表」明治32 (1899) 年~昭和16 (1941) 年により作成。)

状況があった。また、渡航地での経済的・社会的動向も関係しており、特に漁業移民の場合、漁業基盤が成立していた当地にあって、漁業状況や市場状況の動向が反映していた。昭和6年に日本軍の中国東北部への侵略戦争である満州事変が起り、昭和12年には同じく中国で日本軍と中国軍による衝突が起き（蘆溝橋事件）、日中戦争の発端となったが、これにより南方の植民地諸国で経済的に重要な地位を占めていた華僑の抗日運動が高まり、当地の邦人漁業者は市場や流通においては主に華僑を相手としていたので、取引は激減し、市場における魚価も暴落したといわれる。その事件の翌年以後は、移民数が激減することがわかる。漁業移民の渡航地である植民地諸国の水産物需要は大きく、日本人漁業者の進んだ技術はその威力を発揮していたが、その一方で日本政府による海外邦人留者をかえりみない暴利は、当地の無権力な人々に大きな損失を与えていた。漁業移民の背景には、このような権力の反発を受け、自国政府に翻弄される過程をとまっていた。

以上のように、漁業移民の渡航地は当時の欧米列強を中心とした国際情勢を肌で感じる地域であるとともに、日本の経済・社会的進出が濃厚な地域でもあった。その経済・社会的進出が帝国主義へと転じてしまい破綻した結果、引揚げという結果を招いたことが「南方」移民の特徴である。ここに、「南方」移民がハワイおよび南北アメリカ大陸を中心とした移民との対極として位置づけられ、第2次世界大戦後の日本移民史ないしは日系人社会を対象とした研究からは取り残された要因でもあろう。しかし同時に、今日の国際社会においてこの「南方」移民が果たした役割を確認することは、主に東南アジア諸国との新たな連帯意識がめばえる要素も多分に含んでいると思われる。

### 3. 漁業移民の出身地

さて、沖縄県における漁業移民は県内のどの地域から生じたのであろうか。ここでは、漁業移民の出身地分布を探ることとする。その出身地については、これまでに述べてきたように糸満町およびその糸満町へ漁業目的で年季雇用された「雇子」の出身地が浮かびあがる。「海外旅券下付表」からは全県内を対象として漁業を目的に旅券が下付された者を抽出した。それをもとに、漁業移民の出身地の分布状況を考察していく。漁業移民の出身地分布を分析する背景には、沖縄県における漁業移民の出身地そのものの分布を見るのはもちろんのこと、当時の県内漁業勢力の一端、農業移民の対極としての特徴、そして漁民層発展過程の要因となった「糸満売り」における雇子の出身地分布を逆にとらえる視点が当てられている。

第9表は、漁業移民数の出身地を年次別、市町村別に表したものである。その中で、多良間村と大浜村を除く54市町村に漁業目的旅券下付者がみられた。対象期間の延べ数合計の最大は糸満町の1,482人で、最小は佐敷村および下地村の各1人である。その延べ数の市町村別比率を示すと第5図のようになる。糸満町は、全体の36%を占め圧倒的に多い。以下、伊平屋村の5.9%（延べ数244人）、与那城村の5.1%（211人）、具志頭村の5.0%（206人）、国頭村の4.6%（191人）、本部村の4.3%（177人）、伊江村の3.9%（161人）、大宜味村の3.2%（132人）、仲里村の3.1%（128人）、伊良部村の2.7%（111人）の順である。これらの地域で全体の約74%を占める。糸満町からは最初の渡航段階から見られ、漁業移民の中では先駆者的存在である。糸満町の漁業発展過程については前述したことであるが、「子供から老人まで漁業者である」と語られるように、町民は漁業者となるのが普通であった。昭和5年の国勢調査によると、糸満町の職業人口総数3,631人のうち、商業人口1,197人、比率

第9表 年次別・市町

		1902	1914	1918	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929
		明治35	大正3	7	10	11	12	13	14	昭和1	2	3	4
市	那覇市	-	-	1	-	1	-	-	1	2	1	4	4
	首里市	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-
	護国市	-	-	-	-	-	-	2	7	3	2	4	3
	羽地村	-	-	-	-	-	-	2	1	1	4	3	2
	久志村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	東江村	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-
	伊味村	-	-	-	-	1	-	1	4	-	4	7	15
	大宜味村	-	-	-	-	1	-	2	14	5	3	8	8
	恩納村	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	3	2
	金武村	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	-
島尻郡	今帰仁村	-	-	-	-	1	-	-	1	1	2	3	1
	本部村	-	-	-	-	1	-	3	3	2	15	6	20
	小禄村	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	2	3
	志村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	和志村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	兼城町	-	-	1	3	12	8	33	134	48	104	95	90
	高嶺村	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
	真喜壁村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	武喜屋村	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	4	-
	摩文仁村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
中頭郡	粟国村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	伊平屋村	-	-	-	-	2	-	4	8	7	24	19	46
	大里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	具志川村	-	-	-	-	1	1	5	12	4	8	1	3
	具志川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4
	東風平村	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	佐敷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	座間味村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	玉城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	知念村	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	2
宮古郡	渡嘉敷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11	1
	渡名喜村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	6	1
	豊見城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	仲里村	-	-	-	-	-	-	-	8	4	3	11	13
	南風原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	浦添村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	越来村	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	2	-
	美里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	宜野湾村	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	具志川村	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-
その他	勝連村	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	2	13
	北谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
	中城村	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	西原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	与那城村	-	-	-	-	8	-	4	1	3	8	13	8
	読谷山村	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	2	2
	平良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	伊良部村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城辺村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	下地町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八重山	石垣町	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	4
	竹富村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
その他	與那国村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(大島郡)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	3
	(不明)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-
計		1	1	2	3	36	9	64	212	99	225	240	268

漁業移民が見られない年次は省いた。また漁業移民の見られない市町村も割愛した。  
市町村名は大正15年当時の行政名である。ただし伊平屋村については昭和14年に分離した伊是名村出身

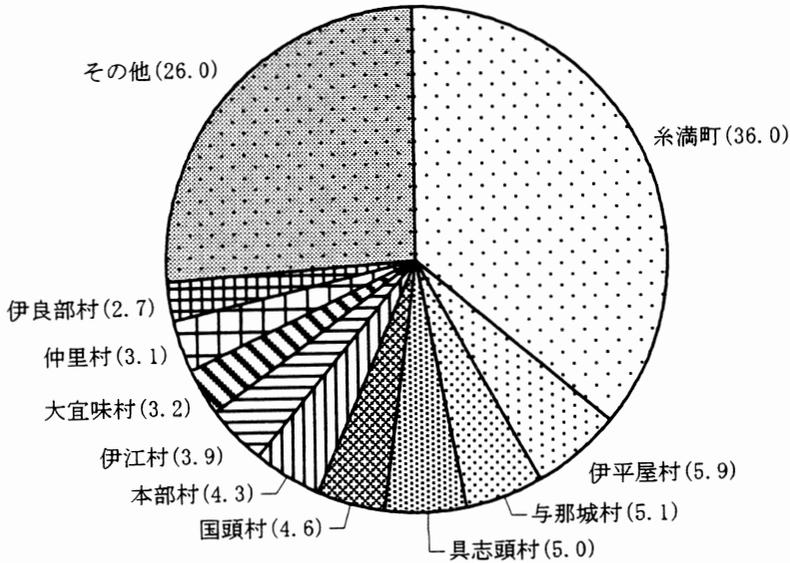
沖縄県における漁業移民の歴史と実態

村別漁業移民数 (人)

1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	計
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
9	7	-	2	3	6	25	3	2	2	-	1	74
4	-	-	-	3	2	2	1	-	-	1	-	17
6	6	2	1	6	10	6	6	-	-	-	-	64
7	3	1	-	1	1	7	-	3	-	-	-	36
1	1	-	-	1	1	2	1	-	1	-	-	9
-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	7
38	7	2	3	20	27	27	13	-	-	-	-	161
18	8	1	1	8	21	19	15	-	-	-	-	132
5	3	-	4	1	12	6	14	2	-	-	-	55
1	3	1	-	7	-	6	1	-	1	-	-	29
16	13	1	4	19	25	38	23	4	1	-	1	191
5	6	-	1	-	4	7	3	1	-	-	1	37
52	11	1	2	12	3	22	20	2	-	2	-	177
23	9	1	3	5	7	19	2	2	-	1	-	80
1	-	-	1	1	2	6	-	-	-	-	1	13
150	73	51	60	90	178	169	62	28	39	44	10	1,482
2	-	1	1	-	-	4	-	-	1	2	-	14
-	-	-	-	3	-	2	3	-	1	-	-	12
2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3
-	1	-	1	1	1	5	2	-	-	1	-	19
2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6
4	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	14
61	17	-	2	9	19	12	11	2	-	1	-	244
1	1	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	6
39	11	7	8	21	35	29	10	3	6	2	-	206
2	5	-	1	3	1	2	4	-	-	-	-	25
-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	4
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	6
3	1	-	-	3	10	11	19	2	4	-	-	53
-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	12
19	3	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	40
5	1	-	2	1	2	1	-	-	-	-	-	34
2	1	1	-	-	1	4	1	1	-	-	-	13
13	8	2	4	12	18	15	13	-	3	-	1	128
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
1	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	6
1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	8
-	1	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	7
1	-	-	-	1	1	5	-	-	-	-	-	9
2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6
4	1	1	-	7	26	28	4	-	2	-	1	94
4	2	-	1	3	1	4	1	-	1	-	-	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4
1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
10	3	9	1	34	39	34	31	-	5	-	-	211
4	2	-	-	3	5	7	1	-	3	-	-	33
2	3	-	2	1	-	12	12	1	10	8	1	59
-	1	-	-	-	-	-	25	16	32	36	1	111
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
10	3	1	2	2	8	12	1	-	-	-	-	47
3	1	-	-	2	1	2	1	-	-	-	-	11
1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	3
9	5	1	-	5	11	15	10	-	2	-	-	65
3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	9
549	224	85	108	292	486	583	323	72	116	98	18	4,114

者も含まれている。

(「海外旅券下付表」明治32 (1899) 年~昭和16 (1941) 年により作成)。



第5図 漁業移民の出身地別構成比率 (%)

構成比率は、それぞれの市町村が延べ合計数に占める割合である。  
延べ数上位10市町村を用いた。

(「海外旅券下付表」明治32 (1899) 年～昭和16 (1941) 年により作成)。

約33%に次いで、水産業人口は779人であり、約22%を占めていた(第10表)。全県内では人口数でみて1位であり、2位の石垣町(水産業人口774人、約13%)を比率的に大きく上回っていた。しかしこの石垣町の漁業者も「八重山における水産業は明治中期頃に沖縄本島の糸満から出稼ぎに来た専門漁民の定住によって、本格的なあゆみをみせる」(石垣市史編集委員会, 1994, p.601)といわれるように、糸満町からの寄留者やその子孫によるものである。糸満町における水産業人口の99.7%は男性であり、対照的に商業の87.6%は女性であった。これは、「男は漁業、女は魚商」という当時の職業構造を示し、その商業も鮮魚や水産加工品の販売であり、実質的に漁業に依存する産業構造であったと説明できる。県全体の水産業においても相対的に高い地位にあった。

第9表および第5図からわかるように、2番

目に漁業移民が多い出身地は伊平屋村である。3番目以降に与那城村以下の村々が続く。確かに、戦前の国勢調査を見ても、与那城村をはじめ、具志頭村、本部村、伊江村、仲里村および伊良部村は漁業人口が県内でも多いことがわかる(第10表)。しかし、伊平屋村や国頭村および大宜味村は、村内漁業人口が少ない。それにもかかわらず、漁業移民は多く出している。つまり、村内漁業人口と漁業移民との間に必ずしも相関関係が認められるわけではないのである。これは、本稿で扱う漁業移民の渡航地が主に東南アジア諸国を対象にしていることを考慮しなければならないが<sup>1)</sup>、漁業移民の出身地を考察する上で重要な事実である。ここで、村内人口は少ないにもかかわらず多くの漁業移民を出している伊平屋村、国頭村、および大宜味村の状況を見ることにしたい。

まず、伊平屋村についてつぎのような記述が

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

第10表 昭和15年の市町村別漁業人口（人）と構成比（％）

郡市別	男	女	男女計	構成比	郡市別	男	女	男女計	構成比
全 県	6,875	25	6,900	100.0	3 北谷村	34	-	34	0.5
那覇市	531	1	532	7.7	4 読谷山村	93	-	93	1.3
首里市	-	-	-	-	5 越来村	-	-	0	0.0
島尻郡	2,278	5	2,283	33.1	6 美里村	21	-	21	0.3
1 糸満町	777	2	779	11.3	7 具志川村	-	-	0	0.0
2 小禄村	2	-	2	0.0	8 与那城村	148	-	148	2.1
3 豊見城村	-	-	-	-	9 勝連村	55	-	55	0.8
4 兼城村	2	-	2	0.0	10 中城村	9	-	9	0.1
5 東風平村	-	-	-	-	11 西原村	12	-	12	0.2
6 高嶺村	-	-	-	-	国頭郡	1,178	5	1,183	17.1
7 真壁村	-	-	-	-	1 名護町	144	1	145	2.1
8 喜屋武村	1	-	1	0.0	2 恩納村	75	1	76	1.1
9 摩文仁村	17	-	17	0.2	3 金武村	64	1	65	0.9
10 具志頭村	128	-	128	1.9	4 久志村	24	-	24	0.3
11 玉城村	135	-	135	2.0	5 東村	9	-	9	0.1
12 知念村	153	-	153	2.2	6 国頭村	33	-	33	0.5
13 佐敷村	-	-	-	-	7 大宜味村	69	-	69	1.0
14 大里村	9	2	11	0.2	8 羽地村	2	-	2	0.0
15 南風原村	3	-	3	0.0	9 今帰仁村	26	1	27	0.4
16 真和志村	69	-	69	1.0	10 本部村	610	1	611	8.9
17 渡嘉敷村	238	1	239	3.5	11 伊江村	122	-	122	1.8
18 座間味村	259	-	259	3.8	宮古郡	1,001	-	1,001	14.5
19 仲里村	216	-	216	3.1	1 平良町	453	-	453	6.6
20 具志川村	25	-	25	0.4	2 下地村	43	-	43	0.6
21 粟国村	40	-	40	0.6	3 城辺村	-	-	0	0.0
22 渡名喜村	129	-	129	1.9	4 伊良部村	502	-	502	7.3
23 伊平屋村	30	-	30	0.4	5 多良間村	3	-	3	0.0
24 大東島	38	-	38	0.6	八重山郡	1,488	12	1,500	21.7
25 島島	7	-	7	0.1	1 石垣町	774	10	784	11.4
中 頭 郡	399	2	401	5.8	2 大浜村	73	1	74	1.1
1 浦添村	23	2	25	0.4	3 竹富村	374	1	375	5.4
2 宜野湾村	4	-	4	0.1	4 与那国村	267	-	267	3.9

(琉球政府 (1972, p.276-279) による)。

見られる。「漁によっての自給自足、又島外での漁業に従事する人達は多く戦前まで他府県や南洋方面、東南アジア遠くアフリカ等へ(出かけた)漁業出稼者からの送金によって列島民は経済的にうるおうていた。列島は離島なるが故に市場に出荷することは思うにまかせずこれを専業する人は稀で此の漁獲物は単に島内の需要を満たすのみである(傍点およびカッコ内は引用者による。以下同様)」(沖縄県水産界, 1935, p.151)。「沖縄県のかつお漁業は(中略)島尻郡座間味村で始められ、(中略)最盛期の大正十四年には(中略)かつお節生産量は全国第三位に躍進した。しかし、翌十五年に(中略)多額の負債をかかえて、隻数は激減し(中略)。

かつお漁業が衰退した理由として、(中略)内部で資本を蓄積し、漁船の大型化と漁場拡大、流通の合理化を図れなかった経営体質も原因していた。島尻郡伊平屋島、伊是名島では部落共同船が多額の負債をかかえたために多くの『糸満売り』を出している」(沖縄県農林水産行政史編集委員会, 1990, p.300-301)。国頭村の状況はつぎのようなものであった。「男子は主として糸満に年期売りされた。これも国頭間切各村にみられた。徴兵制が実施された1898年(明治31)以後は徴兵検査時に解放されることになったが、それ以前は前借が切れるまで酷使された。大正時代にはシンガポールあたりに売られるものもあった」(国頭村役場, 1967, p.393)。

また、大宜味村に関しては、「大正十年頃、糸満の漁師と組んで本土で出漁していた郷里の者から、本土漁場の有望なる情報が流れてきた。『(月に)百円から二百円の儲けがある』という情報に漁師は食指を動かした」(大宜味村史編集委員会, 1979, p.128)という状況であった。

このような状況から、伊平屋・国頭・大宜味の3村では、地場産業としての漁業が成長することなく、有力な漁業者と組んで村外出稼ぎをする姿が見えてくる。ここでいう有力な漁業者とは、糸満漁民が代表的であり、実際、糸満漁民と組んで出漁していることがわかる。したがって、村内漁業人口が少ないにもかかわらず漁業移民が多いということは、村内で漁業に従事しているのではなく、糸満漁民に伴って他地域で活動し、海外へも渡航している、と考えざるを得ない。また、それには「糸満売り」における雇子の誕生に始まる、沖縄県内各地における漁民層の形成とも深くかかわっている。伊平屋村、国頭村、大宜味村の3村(いずれも国頭郡)は、多くの雇子を輩出した地域であるという点で共通している。

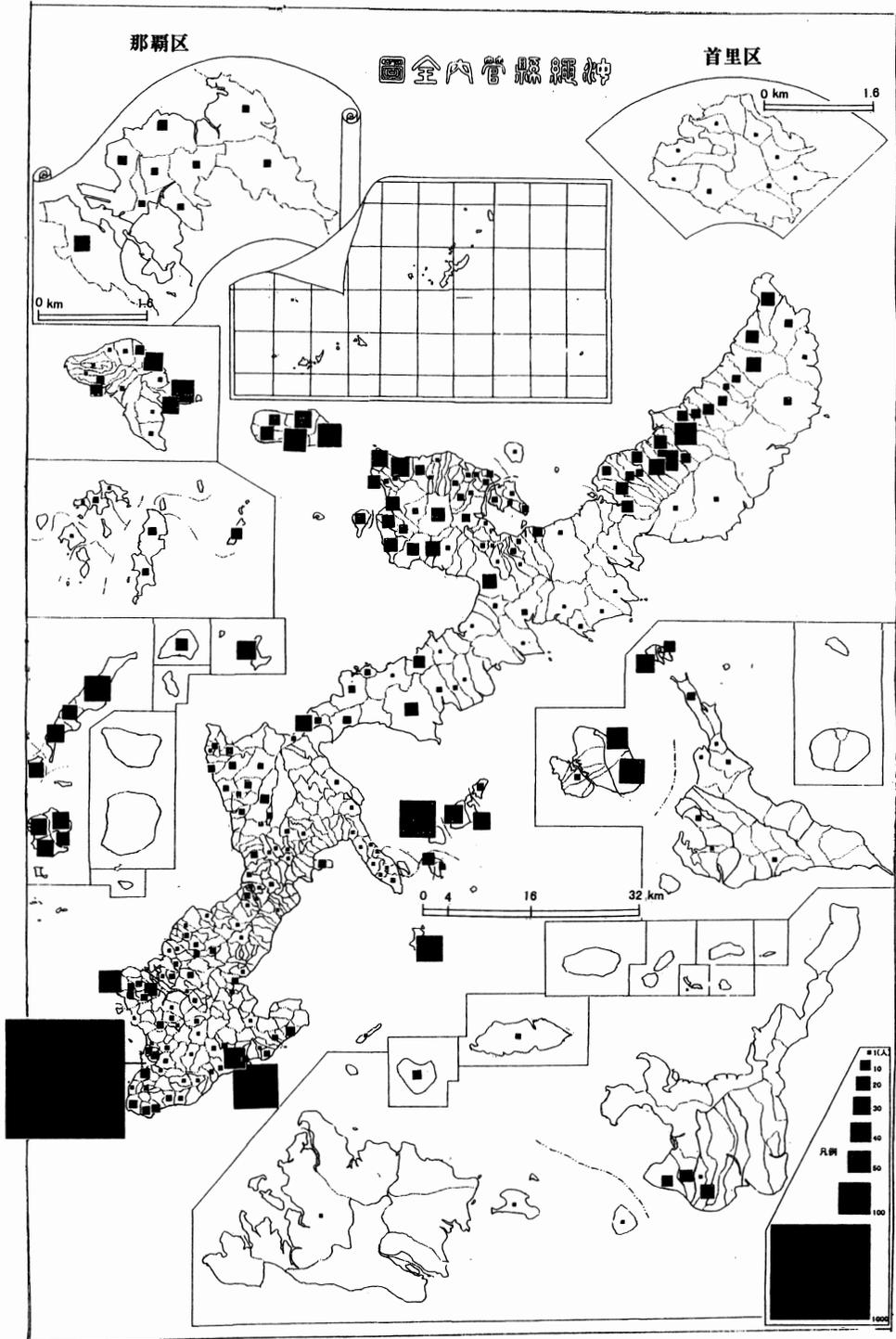
一方、村内漁業人口が多く、漁業移民も多く出している与那城村などの地域も、前述の「上杉県令沖縄本島巡回日誌附録」に見られたように、少なからず糸満漁民の影響を受けている。これらの地域も、明治期から漁業を専業としていた糸満漁民の県内各地への移動や寄留により、漁業技術が伝播し、漁村として発展した地域であると考えられる。

以上のことから、漁業移民の出身地をつぎの2つの地域に分けることができる。一つは、伊平屋村に代表される「糸満売り」における雇子の輩出が甚だしく、糸満漁民に伴って海外まで渡航した地域、もう一方は、与那城村に代表される初期段階で「糸満売り」や糸満漁民の寄留によって影響を受け、早くから村内において漁業発展を経験し海外渡航を出した地域である。

各地における漁村の形成には糸満漁民の影響以外に、座間味村において明治期に宮崎県の漁業者から鯉魚の見習いを受けたように(沖縄県農林水産行政史編集委員会, 1990, p.333)、県外からの影響もあった。または各村において政府による水産業の奨励や技術員の配置、試験操業などもあった。しかし、漁村形成の最も大きな要因は、糸満漁民の県内各地への移動と漁民層の形成を果たした「糸満売り」による漁業活動の導入や漁業技術の伝播に求められる。それはまた、漁業移民が生まれる基盤であり、全県的に大部分が農業移民の中で漁業移民の出身地が特定の地域に占められる内的要因でもある。

「海外旅券下付表」には、旅券を下付された者の本籍地における字名も記載されている。字ごとの出身地の分布を考察することで、より漁業移民の実態にせまることができるであろう。第6図および第11表は、その県内の字別にみた漁業移民数および分布である。第6図は、凡例にもあるように延べ旅券下付数の実数を正方形の面積に比例させた分布図である。また、字別の行政区界は明治39年発行の「沖縄県管内全図」をもとに作成した。これを見るとあらためて糸満町が多数を占めていることがわかる。その他の地域は、本島南部雄樋川河口(港川、奥武)、小禄台地(大嶺、垣花)、本島中部東海上の平安座島・津堅島・宮城島、本部半島、本島北部東シナ海側、伊江島、伊平屋島、伊是名島、久米島東部、宮古諸島の伊良部島・池間島、石垣島南部となり、いわゆる離島部に多い。比率的に糸満町が全体の約36%を占め、上記の地域を合わせると全体の約80%を占めることになる。漁業移民を多く出した地域は、糸満漁業との関係で見ると、糸満漁民が移住して漁村を形成した地域(港川、石垣島)、明治期に糸満漁業の影響を受け、その後漁村を形成した地域(本島中部太平洋側の離島、および宮古島)、明治期

沖縄県における漁業移民の歴史と実態



第6図 沖縄県における字別漁業移民数

延べ漁業移民数の実数は正方形の面積に比例する。

(「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年により作成)。

第11表 沖縄県における

出身地(字)	移民数	出身地(字)	移民数	出身地(字)	移民数	出身地(字)	移民数
<b>市</b>		辺野古	1	宜名真	1	田名	66
<b>那覇区</b>	74	東村	7	(不明)	4	島尻	30
垣花	25	川田	2	今婦仁村	37	伊是名	27
若狭	10	宮城	2	今泊	9	諸見	27
西	8	慶佐次	1	湧川	5	勢理客	25
久米	5	高江	1	運天	4	我喜屋	21
牧志	5	(不明)	1	玉城	4	野甫	21
久茂地	5	伊江村	161	上運天	3	仲田	16
泊	5	東江前	54	謝名	3	(不明)	11
泉崎	4	川平	49	勢理客	2	大里村	6
東	4	東江上	28	天底	2	与那原	4
(不明)	3	西江前	17	仲宗根	2	嶺井	2
<b>首里区</b>	17	西江上	11	兼次	1	具志頭村	205
平良	3	(不明)	2	古宇利	1	港川	195
末吉	3	大宜味村	132	諸志	1	具志頭	2
赤田	2	田嘉里	41	本部村	177	新城	2
金城	2	謝名城	24	具志堅	35	波名城	2
赤平	1	塩屋	14	備瀬	26	仲座	1
寒水川	1	田港	13	伊豆味	18	(不明)	3
汀志良次	1	喜如嘉	11	渡久地	18	具志川村	25
鳥小堀	1	大宜味	7	崎本部	17	大田	14
桃原	1	根路銘	7	浜元	16	西銘	6
山川	1	饒波	5	健堅	15	嘉手苅	2
(不明)	1	(不明)	10	瀬底	10	仲村渠	1
<b>国頭郡</b>		恩納村	55	辺名地	7	上江州	1
<b>名護町</b>	64	前兼久	26	並里	3	仲地	1
山入端	21	名嘉真	13	浦崎	2	東風平村	4
名護	20	恩納	5	謝花	2	友寄	2
安和	15	富着	4	(不明)	8	世名城	1
屋部	2	瀬良垣	3	<b>島尻郡</b>		東風平	1
世富慶	2	仲泊	2	糸満町	1,482	佐敷村	1
喜瀬	1	安富祖	1	兼城村	14	新里	1
許田	1	(不明)	1	照屋	6	座間味村	6
(不明)	2	金武村	29	兼城	4	座間味	3
<b>羽地村</b>	36	金武	17	座波	2	阿嘉	1
稲嶺	9	屋嘉	6	潮平	1	阿佐	1
屋我	4	漢那	3	武富	1	阿真	1
我部	3	惣慶	2	高嶺村	12	玉城村	53
川上	3	宜野座	1	真栄里	9	奥武	43
源河	2	<b>国頭村</b>	191	大里	2	志堅原	3
古我知	2	奥間	48	国吉	1	百名	3
濟井出	2	辺野喜	20	真壁村	4	前川	3
仲尾次	2	辺戸	17	糸州	2	玉城	1
饒平名	2	宇嘉	16	真栄平	1	知念村	12
伊差川	1	浜	16	名城	1	知念	8
親川	1	伊地	11	喜屋武村	19	志喜屋	3
我部衿河	1	辺土名	10	喜屋武	6	久高	1
具我	1	比地	9	束里	6	渡嘉敷村	40
(不明)	3	宇良	8	山城	6	前	12
<b>久志村</b>	9	与那	8	(不明)	1	渡嘉敷	6
大浦	3	奥	6	摩文仁村	5	阿波連	5
安部	2	佐手	6	米須	3	(不明)	17
嘉陽	1	安田	6	小渡	2	渡名喜村	34
汀間	1	謝敷	3	粟国村	14	豊見城村	13
天仁屋	1	楚州	2	伊平屋村	244	保栄茂	5

市町村名は大正15(1926)年当時の56市町村とした。ただし漁業移民の見られない市町村(多良間村お本部村は昭和15(1940)年の町制施行後も含む。  
伊平屋村は昭和14(1939)年に分離した伊是名村も含む。  
那覇市、首里市は明治29(1896)年~大正10(1921)年の近代那覇区、首里区で編成し、現在の町名を

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

字別漁業移民数 (人)

出身地(字)	移民数	出身地(字)	移民数	出身地(字)	移民数
高良	2	具志川村	7	大浦	1
志茂田	1	天願	2	伊良部村	111
高入端	1	大田	1	池間添	62
(不明)	4	田場	1	前里添	46
仲里村	128	(不明)	3	国仲	3
宇根	51	勝連村	94	城辺村	2
阿嘉	34	津堅	68	砂川	2
謝名堂	27	浜	15	下地村	1
比屋定	8	比嘉	4	上地	1
宇栄城	2	平敷屋	2	八重山郡	
島尻	2	南風原	1	石垣町	47
真謝	2	内間	1	登野城	19
山城	1	平安名	1	石垣	15
(不明)	1	(不明)	2	新川	12
南風原村	2	北谷村	20	大川	1
津嘉山	2	屋良	7	竹富村	11
小禄村	80	桑江	4	黒島	8
大嶺	49	嘉手納	3	小浜	1
小禄	16	北谷	2	竹富	1
宇栄原	4	(不明)	4	西表	1
当間	4	中城村	4	与那国村	3
安次嶺	3	安谷屋	2	与那国	3
高宮城	4	島袋	1	(大島郡)	65
真和志村	13	屋宜	1	(不明)	9
識名	3	西原村	2	計	4,114
与儀	3	棚原	1		
安里	2	我謝	1		
安謝	1	与那城村	211		
天久	1	平安座	134		
古波蔵	1	上原	33		
仲井真	1	宮城	29		
(不明)	1	伊計	5		
中頭郡		安勢理	1		
浦添村	6	西原	1		
沢岨	2	与那城	1		
宮城	2	(不明)	7		
牧港	1	読谷山村	33		
屋富祖	1	座喜味	5		
越来村	8	波平	5		
宇久田	3	伊良皆	4		
越来	2	長浜	4		
胡屋	1	楚辺	3		
諸見里	1	渡慶次	3		
山内	1	喜名	3		
美里村	7	比謝	2		
泡瀬	6	儀間	1		
西原	1	(不明)	3		
宜野湾村	9	宮古郡			
喜友名	3	平良町	59		
我如古	1	前里	33		
神山	1	池間	13		
普天間	1	狩俣	6		
安仁屋	1	松原	3		
新城	1	西原	2		
(不明)	1	荷川取	1		

よび大浜村), 字は除いた。

それぞれ1町8字, 15字として扱う。

(「海外旅券下付表」明治32 (1899) 年~昭和16 (1941) 年により作成)。

から昭和戦前期を通して「糸満売り」による雇子の輩出が多い地域（本島北部、本島周辺離島）の3つが見出せる。

漁業移民は行政的にみると、1町で1字区をつくる糸満町から最も多く、伊平屋村では伊平屋島・伊是名島の各字、国頭村、本部村、伊江村、大宜味村においても同様に各字から多く見られる。逆に、与那城村では平安座島の平安座（1島1字）、具志頭村では港川、久米島の仲里村では字根・阿嘉・謝名堂、宮古郡の伊良部村では池間添・前里添の各字がそれぞれの村内において圧倒的に多くなっている。漁業移民がみられない地域は、首里区および島尻郡の一部、中頭郡および宮古郡、八重山郡の大部分である。しかし、「沖縄県管内全図」および『角川日本地名大辞典 47 沖縄県』から大正15年当時の行政区は56市町村のうち28区1町2村512字ある中で（那覇区・首里区については明治41年沖縄県及び島嶼町村制施行前の区行政を用いる）、19区1町2村251字に見られ、全県内の約半数の字から漁業移民が生じている。また、沖縄県は四方を海洋に囲まれているが、その傾向は本島よりも離島においては顕著で、本島内陸部では海に面しない山村も存在する。その山村である本部村の伊豆味や読谷山村の屋良などおよそ漁業とは無関係な地域からも漁業移民が出ているように、沿岸漁民と背後農村との接近、交渉があったことが考えられる。第6図による漁業移民の出身地の分布は、全体的に「糸満売り」における雇子の出身地の分布ともいえるのではないだろうか。それは、既存の「糸満売り」に関する研究報告（福地，1983；上田，1991）や筆者の聞き取り調査による雇子の出身地分布の状況と比較しても裏付けられる。よって、漁業移民は漁村からはもちろんのこと那覇区などの都市部や県内各地の農村部からも輩出している。同じ村内でも各字から見られるものとある特定の字に集中するものとの異なる地域があったという

ことが見出せる。

#### 4. 漁業移民母村の出移民状況

以上のように、沖縄県における漁業移民の出身地について、市町村別および字別にみてきた。その漁業移民の母村となる出身地は、漁村であり、「糸満売り」見られた農村でもあった。戦前は、県内ほとんどが農業主体の産業構造で、漁村といえば糸満町に限られたのであるが、農業に従属する形での漁業者は各村に存在していた。農業から未分化のままで漁業が営まれていた状況であった。出移民の渡航目的における状況は、その産業構造を反映した構造となっているのではないだろうか。漁業移民主体地域と農業移民を主体としたそれ以外の地域では、県内の経済構造における位置や産業構造などの違いにおいて、出移民の状況は相対的な違いをみせるように思われる。それは、漁業移民主体母村の全体の出移民状況を把握し、比較することで求められると思う。ここでは、漁業移民の母村において中心となる糸満町の出移民状況を、同じく「海外旅券下付表」より概観する。その結果、つとに著名な沖縄県の出移民母村の中で、その例外ともいえる漁業移民母村の出移民状況を見ることができよう。

第12表は、糸満町の出移民状況を年次別・渡航地別にみたものである。渡航地別にみた流れとしては、明治後期から大正年間にかけてはハワイ移民、大正6、7年からはブラジルを中心とする南米移民が見られ、そして大正末以降は南方移民へと移り変わっていく。初期のハワイ、ブラジルへの移民は自由・契約移民時代のもので、この流れは沖縄県全体と類似している。石川（1980）は沖縄県出移民の発展段階を地域に即して考察しているが、それによると、「沖縄県の出移民はまず沖縄本島国頭郡金武村を移民の発祥の地としてその行先もハワイ移民から始まり、このハワイ移民は金武村より南下して中

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

第12表 糸満町における年次別・渡航地別移民数（人）

	米 領 比 律 賓	英 領 マ ラ ヤ	蘭 領 東 印 度	仏 領 ニ ュ ー カ レ ド ニア	ハ ワ イ	北 米 合 衆 国	メ キ シ コ	ペ ル ー	ブラ ジ ル	アル ゼ ン チ ン	キ ュ ー バ	フ イ ジ ー	清 国	計
1904(明治37)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1905(明治38)	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3
1906(明治39)	-	-	-	-	102	-	-	1	-	-	-	-	-	103
1907(明治40)	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	15
1908(明治41)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1909(明治42)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1910(明治43)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
1911(明治44)	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4
1912(大正1)	2	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	12
1913(大正2)	1	-	-	-	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
1914(大正3)	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	14
1915(大正4)	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
1916(大正5)	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6
1917(大正6)	3	-	-	-	2	-	-	1	11	-	-	-	-	14
1918(大正7)	13	-	4	-	6	1	-	4	125	-	-	-	-	140
1919(大正8)	4	-	-	-	16	-	-	-	-	1	-	-	-	17
1920(大正9)	-	-	-	-	18	2	-	-	-	-	-	-	-	20
1921(大正10)	-	6	-	-	16	2	-	-	-	-	-	-	-	24
1922(大正11)	-	16	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	18
1923(大正12)	2	8	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	14
1924(大正13)	30	29	9	-	3	-	1	2	-	-	-	-	-	74
1925(大正14)	36	111	25	-	1	-	4	-	4	-	1	-	-	182
1926(昭和1)	28	16	28	-	1	-	4	2	-	-	4	-	-	83
1927(昭和2)	38	86	22	-	2	-	-	1	2	1	-	-	-	152
1928(昭和3)	75	80	17	-	3	1	-	-	-	-	1	1	-	178
1929(昭和4)	97	56	30	11	6	-	-	1	2	-	2	2	-	207
1930(昭和5)	61	80	31	17	1	-	-	1	-	-	4	-	-	195
1931(昭和6)	19	57	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87
1932(昭和7)	19	29	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57
1933(昭和8)	22	44	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70
1934(昭和9)	43	68	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116
1935(昭和10)	125	89	1	-	4	-	-	-	-	1	-	-	-	220
1936(昭和11)	155	70	9	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	235
1937(昭和12)	154	45	14	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	215
1938(昭和13)	237	18	20	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	278
1939(昭和14)	48	39	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	96
1940(昭和15)	48	40	8	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	98
1941(昭和16)	14	10	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
不明	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	4
計	1,274	998	260	33	263	6	10	16	144	3	13	3	1	3,024

旅券の下付の見られない年次（明治32～36年）は省いた。

（「海外旅券下付表」明治32（1899）年～昭和16（1941）年により作成）。

頭・島尻両郡へと広がっていった。ついで県移民は南方のフィリピン、南米のペルー、ブラジル移民等が開始されるに及んで、中城・西原村を中心とした中頭郡や大里・小禄村を中心として島尻郡へ、羽地・本部村を中心とした国頭郡へと広がり、最後に糸満町や周辺諸島からシンガポールやインドネシアなどの東南アジアへと広がっていったと考えられよう」(石川, 1980, p.155) とあるように、糸満町の出移民は最後の段階に登場してくることがわかる。

また、糸満町の出移民は第12表からもわかるように南方の植民地諸国への渡航が全体の約80%余りを占めている。このことは移民母村の中

でも南方移民型であり、移民目的の中では漁業移民型といえる。これは糸満町の漁村としての産業構造が移民地選定にも大きく影響していると考えられ、漁業基盤が成立している当時の欧米植民地諸国がその受入れ要因となり、漁業者がその漁業技術を生かせる場を求めて移動したという関係が見てとれる。また、渡航者の意識としてはハワイや南米の各国に比べて距離的に近いということもあり、移民地の選定動機において、特に漁業者にとっては気候的、自然的条件が類似するという環境認識もはたらいたのではないだろうか。渡航地に対するその環境認識は、沖縄県の延長線上にある漁業空間、具体的

第13表 糸満町における渡航地別・渡航目的別移民数(人)および比率(%)

	漁業	農業	商業	鉱業	呼寄	同伴	再渡航	水産会社従事	家事	視察	契約移民	自由移民	その他	不明	計	渡航地別比率
米領比律賓	264	515	4	-	207	78	186	-	5	3	-	-	4	8	1,274	42.1
英領マラヤ	739	1	1	-	94	34	74	19	13	-	-	-	9	14	998	33
蘭領東印度	153	-	3	1	29	13	53	-	3	3	-	-	2	-	260	8.6
仏領ニューカレドニア	28	-	-	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	33	1.1
ハワイ	3	-	-	-	85	11	39	-	-	-	-	120	1	4	263	8.7
北米合衆国	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	6	0.2
メキシコ	-	-	-	-	7	1	1	-	-	1	-	-	-	-	10	0.3
ペルー	-	-	-	-	6	-	4	-	-	-	6	-	-	-	16	0.5
ブラジル	-	-	-	-	8	1	-	-	-	-	134	-	1	-	144	4.8
アルゼンチン	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0.1
キューバ	7	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	0.4
フィジー	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	0.1
清国	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0
計	1,194	521	9	2	445	141	362	19	21	7	140	120	17	26	3,024	100.0
目的別比率	39.5	17.2	0.3	0.1	14.7	4.7	12.0	0.6	0.7	0.2	4.6	4.0	0.6	0.9	100.0	

目的の「その他」には理髪業、大工業、同棲、結婚、魚商、店員、ミシン業、洋服仕立業、布教、助産婦、携帯児、漁業会社指導員、組合事務所練習生が含まれている。

(「海外旅券下付表」明治32(1899)年~昭和16(1941)年により作成)。

には漁場利用の環境認識に顕著に出ていると思われる。そのことは、漁場利用における漁法の種類によっても確認できる。独特の漁法である追込網漁業は糸満漁業の中心となるものであるが、沿岸のサンゴ礁域での漁業であり、サンゴ礁の地形および生態から生み出されたものである。前出の写真1および第1図にみられる追込網漁業は、海外においても導入され、威力を發揮した。戦前、糸満漁民を中心とする沖縄県の漁民は、北は対馬海流による熱帯性の影響もある日本海側、南は仏領ニューカレドニア、東は西インド諸島のキューバ、西はシンガポールを基地としてアフリカ東海岸まで出漁していた(野口, 1974, p.136-137; 片岡, 1991, p.71)。結果的に、それらの地域は世界のサンゴ礁分布地域と重なる。

最後に第13表から、糸満町の出移民を渡航目的別にみると、漁業が約40%を占め、さらに漁業目的での呼寄せや同伴、再渡航、その他漁業関係を含めると約50%近くになり、農業目的の約17%を大きく上回っていた。この糸満町における出移民状況は、その他県内の漁業移民の母村の出移民状況ということも可能ではないだろうか。その母村の漁業規模に比例した形で、漁業移民も多くなっているように思われる。

## V 渡航地での状況と漁業移民像

### 1. 渡航過程と渡航地での状況

漁業移民の渡航と渡航地について、同じく「海外旅券下付表」と聞き取り調査から考察してみる。一般に、移民の渡航動機は単一ではなく、諸要因が複雑に絡み合っていることが多い。県内の漁業者にとって、移動を引き起こす要因として、沖縄県内には他地域に仕事を求める経済的要因が存在しており、そして一方海外においては漁業生産を展開する主に本土系邦人企業により、適切な労働力——沖縄県出身漁民はまさに適していた——を確保する必要性が存在して

いた。小規模生産にある県内在住の漁民側は、現金の必要性が増すにつれて、県外に働きに出ることは、当たり前の行動の一部として受け入れられている。漁業移民の渡航時期は、大正後期から昭和戦前期にかけて年次別に増減の差はあるものの渡航は継続していた。渡航地別にみても、その過程は異なっていた。また、漁業移民の渡航目的を「海外旅券下付表」に見ると、「呼寄せ」や「同伴」、あるいは「再渡航」などの記述があり、それは渡航者の考えや周囲の環境を考察する上で重要なものである。「呼寄せ」は、渡航者と渡航地との関係を結ぶ第三者からの大きな引き手であるし、「再渡航」は、渡航者の以前の渡航を知る上で格好の指標となる。単に漁業生産に関する出稼ぎ目的のほかに、それを取り巻く渡航条件や渡航過程を知ることで、より漁業移民の実像にせまることができる。

ここでは、前述した第7表による渡航目的の種類を参考にして、目的別にみた漁業移民の渡航状況を把握し、分析する。目的別とあるが、いずれも漁業目的であり「呼寄せ」や「同伴」などを伴うという意味である。よって、漁業移民の目的を類型化すると7つに大別できる。最も多いのが「漁業」で延べ3,117人(75.8%)、次いで「再渡航」延べ426人(10.4%)、「呼寄せ」延べ254人(6.2%)、「水産会社従事」延べ138人(3.4%)、「同伴」延べ108人(2.6%)、「視察・調査・指導」延べ37人(0.01%)、「採貝」延べ34人(0.01%)であった。まず、それを年次別、または渡航地別に表すと第14表と第15表のようになる。

「漁業」目的の渡航者は、年次ごとに数人から500人規模で、推移している。ここでの「漁業」とは、沖縄県漁民の独特の漁法である追込網漁業が主体で、その他に当時の装飾品やボタンの原料として用いられた高瀬貝や広瀬貝などを採集する採貝漁業などがあげられる。この追込網漁業と採貝漁業は、すべての漁業移民の渡

航地で見られた。それでは以下、渡航地の状況を漁業移民が最も多い英領マラヤについてみる。

当時、英領マラヤ内の新嘉坡は、「南洋貿易の中心市場にして人口四拾萬を有し、其の七割余は支那人にして馬來人印度人等多く、概して住民は副食物として魚食を好み鮮魚の需要頗る多し」という状況で、「主に土人の漁業にして他の産業に比し発達は遅く且つ甚だしく幼稚にして」「邦人漁業者の発展地として残されたる恰好の地なりと稱し得べし」と認識されていた。また、その邦人漁業者の漁場も自然と開発され、「新嘉坡を中心とした六、七百哩の処まで出漁し、佛領印度支那半島沿岸、シャム湾、印度洋に面せるメルグイ群島、南方バンカ島東岸よりピリトン島に及ぶ」までになっている（台湾総督官房調査課、1929、p.1-3）。その新嘉坡において、すでに漁業移民の渡航が発展期にある1932（昭和7）年頃の沖縄県出身の漁民はどのような状況であったかという点、「追込網漁業者は主に沖縄県の漁夫にして、大抵六箇月目毎に漁場より引揚げ来し、雇主との間に勘定をなし、受取りし配當は夫々郷里へ送金し、一週間及至十日間位の間に網を作り換え、漁船の修繕手入等を終へて、再び出漁す。故に病気以外には陸上に留る事殆ど無く、一年中小漁船中の生活に甘んずるものなり。斯の如きは沖縄県人漁夫に於て初めて堪へ得る処にして、彼等が今日南洋漁業界に絶大なる力を有する強味は實に茲に在り」（台湾総督官房調査課、1932、p.45）という状況であった。この活動および漁期間の生活態度は沖縄県においてもみられた形態で、渡航地における適応や自然環境への馴化といった環境への適応過程がみられ、沖縄県出身漁業者の当地で果たしている役割がうかがえる。なお、漁業移民は資料が示すように、給料の多くを本国に送金するか、現金として持ち帰った。

当時、新嘉坡の人種別構成は、第16表のよう

になる。支那人が圧倒的に多いが、これは華僑にあたる。日本人は3,907人であり、比率にして0.9%でしかない。また、新嘉坡の人口は、1911年の総人口311,925人から1931年の20年後に1.5倍近く増加している。その大半を占める支那人（華僑）をはじめとして、新嘉坡の住民は副食物として魚食を好むことがあげられる。さらに、北に位置するマレー半島の総人口約400万人の需要もあわせて考えると、大きな魚介類消費地を形成していたといえる。

ここで、特に沖縄県出身漁民が従事した追込網漁業の新嘉坡での規模をみると、第17表のようになる。台湾総督官房調査課（1932、p.22）によると、追込網漁業は当地で「ムロ網（*Muro-ami*）」と外来語化されている。これは米領比律賓や蘭領東印度においても同様である（片岡、1991、p.294；Ushijima、1994、p.42）。その「ムロ網」は1926～1928年、1930年の総水揚げに占める割合で29～41%の比率を示した。新嘉坡市場における追込網漁業による鮮魚供給の高さがわかる。新嘉坡への漁業移民経験者によると、追込網漁業の操業形態は、前出の写真1や第1図の沖縄県下で行なわれた操業形態と同様であったという。

第14表および第15表に戻ると、「呼寄」移民は、昭和期に入ってみられるようになり、本格化するのには昭和10年頃からである。特に英領マラヤへの渡航が多くなっている。ほとんどが前述した新嘉坡都市部への渡航で、現地の景気を反映している。「再渡航」者も、呼寄と同様に昭和期に入ってから多くみられ、米領比律賓において比率的に多くなっている。

「水産会社従事」は、すべて英領マラヤへの渡航であり、大戦間近の昭和12年頃から昭和15年にかけて集中的に多くなっている。この渡航の多くが、英領マラヤ内でも北ボルネオに位置する邦人経営の缶詰製造工場への出稼ぎである。中でも宮古島伊良部村出身者の女性が女工

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

第14表 年次別・目的別漁業移民数(人)および呼寄・再渡航の比率(%)

	1902 明治35	1914 大正3	1918 7	1921 10	1922 11	1923 12	1924 13	1925 14	1926 昭和1	1927 2	1928 3	1929 4	1930 5
漁業	-	1	-	3	22	7	56	209	89	223	229	253	515
呼寄	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	2	1
再渡航	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	4	10	26
水産会社従事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同伴	-	-	-	-	-	1	-	-	1	2	1	1	6
採貝	-	-	-	-	12	-	4	-	2	-	5	1	-
視察・調査・ 指導	1	-	2	-	1	1	1	2	6	-	-	1	1
計	1	1	2	3	36	9	64	212	99	226	239	268	549
呼寄の比率	-	-	-	-	-	-	4.7	-	-	-	-	0.7	0.2
再渡航の比率	-	-	-	-	2.8	-	-	0.5	1.0	0.4	1.7	3.7	4.7

	1931 昭和6	1932 7	1933 8	1934 9	1935 10	1936 11	1937 12	1938 13	1939 14	1940 15	1941 16	計
漁業	193	59	76	229	364	291	179	30	49	31	9	3,117
呼寄	-	1	6	2	36	143	56	2	2	-	-	254
再渡航	24	25	24	54	65	110	37	16	10	9	8	426
水産会社従事	-	-	-	-	-	-	38	16	51	33	-	138
同伴	6	-	2	6	20	40	11	6	-	4	1	108
採貝	1	-	-	1	1	-	2	-	5	-	-	34
視察・調査・ 指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	37
計	224	85	108	292	486	584	323	70	117	98	18	4,114
呼寄の比率	-	1.2	5.6	0.7	7.4	24.5	17.3	2.9	1.7	-	-	6.2
再渡航の比率	10.7	29.4	22.2	18.5	13.4	18.8	11.5	22.9	8.5	9.2	44.4	10.4

漁業移民の見られない年次は省いた。

(「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年により作成)。

第15表 渡航地別・目的別漁業移民数(人)

	英領 マラ ヤ	米領 比 律 賓	蘭領 東 印 度	豪 州	カ レ ド ニ ア	キ ュ ー バ	ハ ワ イ	北 米 合 衆 国	シ ャ ム	計
漁業	1,911	835	327	4	31	5	3	-	1	3,117
呼寄	226	19	8	-	1	-	-	-	-	254
再渡航	204	159	57	5	-	-	1	-	-	426
水産会社従事	138	-	-	-	-	-	-	-	-	138
同伴	47	46	15	-	-	-	-	-	-	108
採貝	-	-	-	34	-	-	-	-	-	34
視察・調査・ 指導	1	25	10	-	-	-	-	1	-	37
計	2,527	1,084	417	43	32	5	4	1	1	4,114

(「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年により作成)。

第16表 1931年度の国勢調査による新嘉坡の人種別人口構成(人)と比率(%)

	人口	比率
欧州人	6,584	1.4
欧亜混血人	6,043	1.3
馬來人	43,424	9.5
支那人	340,645	74.7
印度人	41,848	9.2
日本人	3,907	0.9
其他	3,327	0.7
小計	445,778	
外に船舶乗込者	10,182	2.2
合計	455,960	100.0

比率は筆者算出による。

(台湾総督官房調査課(1932, p.2)による)。

として渡航している。「採貝」においてもまた、すべて豪州となっており、ほとんどが豪州北方の木曜島への渡航である。日本外務省公認の最初の渡航がみられた、ニューギニア島との間に広がるアラフラ海における真珠貝の採貝のためであった。

よって、漁業移民にとって渡航地における漁業基盤の成立が重要な要素であった。当時は、沖縄県から通漁という形態をとらなかったのは、漁船の規模や漁法能率の程度から不可能であったというよりは、沖縄県内において漁業生

産の陰りが生じ、出稼ぎによる生活基盤の移動をもたらしたと考えたほうがよいだろう。本来の目的は出稼ぎであって永住ではなかったにせよ、海外での生活や経済面の発展と安定が要因となり、呼寄や再渡航にみられる渡航形態がその証拠として、定着をうながす基盤を与えたと思われる。

渡航地での漁業移民の状況をまとめてみる。漁業移民の多くは、半熟練あるいは熟練労働者であった。彼らは、地元の人々が不可能な職として従事しない労働にたずさわった。地元の人々は、逆に日本人経営会社に雇われたり、漁業集団の雑用を受けもった。沖縄県の漁業移民は、同郷集団としてその漁業生産から経営組織を形成したが、同じ漁業会社でも本土邦人経営の規模には及ばず、その労働力の供給源となっていた。いくらか沖縄県内で用いた親方制模合経営での単独集団は存在したが、本土企業家による専門的経営は沖縄県側の労働力を必要とし、労働者は現金収入を獲得する機会を利用するようになった。しかし、彼らは、自分たちの村や家族との関係を断つわけではなく、本土邦人経営会社内で地位を高め、出稼ぎ形式で何年か後には帰郷する漁業者の後がまを郷里から募集斡旋して呼寄せた。日本から沖縄県出身者の

第17表 新嘉坡市営市場における鮮魚水揚高比較

年度	総水揚高(弗)	邦人水揚高(弗)	比率	備考
1924	107,688			
1925	111,670			
1926	98,884	28,440	28.8	邦人水揚高は「ムロ網」のみにして其他は数字不明に付計算に入れず
1927	149,700	48,036	32.1	同上
1928	164,019	64,503	39.3	ムロ網と流網のみを計上す
1929	177,447	102,186	57.6	此分のみは邦人関係殆ど全部計上せられあるが如し
1930	186,322	73,070	39.2	ムロ網のみを計上す

原注には、「邦人水揚高の総計に付いては、據るべき統計がなく、単にムロ網等特殊の方法に依る漁獲高として表われたるもののみにて、便宜算出せり」とある。

(台湾総督官房調査課, 1932, p.30-31)による)。

渡航が多くなったのは、素潜りによる追込網漁業従事の専門技能者で熟練された技術を持つ労働者であったからであろう。それは、沖縄県全体に、その熟練労働者を県内にひきとめるのに十分な雇用機会がなかったこととも関係する。

逆に、海外にその技術を生かせる雇用の場が存在していたのも事実で、サンゴ礁を主体とした環境形態が沖縄県と類似していたこともあげられる。サンゴ礁域は、透明度が高く、素潜りによって魚群を追い込むには恰好の条件であった。逆にサンゴ礁の発達が見られない泥質の海底においても、また魚種が異なって違えども熟練された技術を用いて追込網漁業に従事した。

彼らは、基本的に何カ年かの契約に基づく移民であり、大部分は契約金を前借りでもらい受けた。漁民を雇用したのは、主に本土企業家であり、または会社傘下の沖縄県出身者の組合でもあった。契約金（前借）という魅力的な条件によって、漁民を斡旋雇用する階層関係が成立したといえる。

渡航地において、医療や金融機関などのサービスを受けることはできたが、会社内の待遇は十分とはいえず、食事や生活の面で苦勞することがあった。しかし以前の沖縄での生活よりは比較的安定していたことも事実であった。一年を通して温暖なため、労働自体、周年を通じて活動できた。活動の場が海上であり、何カ月も船上での生活を続けた。上陸しても、つぎの出漁の準備を行い、余暇の時間はまったくといっていいほどなかったという。たまに帰る住居も会社管理の建物で、組合全員が共同生活を行った。新嘉坡内のある住居は、アパート式の大広間一室に数十人が雑居状態で、各自の鞆や所持品を持ち寄って暮らしていたようである。都市内や町中において、いくら同郷の沖縄県出身者であっても、集団以外の接触は少なかったという。

以上、渡航過程と渡航地での状況を、目的別

に主に新嘉坡を事例に述べた。続けて、漁業移民の属性について同じく目的別に考察してみたい。渡航目的以外にも、続柄別または性別に漁業移民を分類し、その実像にせまってみる。

## 2. 漁業移民の属性

漁業移民がどういう人物像であったのかについて考察をこころみるとつぎのような問いが生じてくる。まず、漁業移民の選択はどのように行われたのか。漁民はどのような関係を利用しながら移動するのか。漁民は新しい環境にどのように適応し、定着するのか。そして移民先でどんな役割を果たすのか。漁民は母村である沖縄県と密接な関係を維持しているのか。これらの問題は地理学の範囲を超えたものであるかもしれないが、ある場所の特性や、その場所と他の場所との関係を理解するのに役立つかぎりにおいて、それらは興味ある問題である。そこで、「海外旅券下付表」に記載されている「身分」、「氏名」より判読した性別、また「年齢」あるいは「生年月日」にある年齢を、それぞれ類型化した。これらの分類から漁業移民の属性を探っていく。具体的には、漁業移民の家族内における続柄、男女別、年齢層を把握することである。

まず、続柄別の類型から目的別に漁業移民を見たのが第18表で、さらに第19表は渡航地別にみたものである。ここでの続柄は主に家族内の家長に対しての身分ということになる。全体的に戸主や長男、二男といった、家族の働き手が多いことがわかる。最初に漁業移民の特徴を述べると、移民の家族形態においてハワイや南北アメリカ大陸への移民はいわゆる家族移民であった中で、漁業移民は単身移民で男性が主体であることである。それも芋蔓式に渡航者を募り、引揚げ者の後がまを続々と呼寄せた。これは、在留者数よりも渡航者数の方が多くなっていることが証明している。実際呼寄よりも「再渡航」

第18表 目的別・続柄別漁業移民数（人）

	漁業	呼寄	再渡航	水産会社 従事	同伴	視察・調 査・指導	採貝	計
戸主	418	15	146	2	-	20	6	607
長男	608	42	84	-	6	8	4	752
二男	464	42	46	-	7	2	9	570
三男	315	32	19	-	7	-	4	377
四男以下	287	19	19	-	2	-	4	331
妻	30	7	5	14	63	-	-	119
長女以下	6	3	-	70	9	-	-	88
兄	3	-	-	-	-	-	-	3
弟	358	16	54	-	4	2	3	437
姉	-	-	-	2	-	-	-	2
妹	2	3	-	11	-	-	-	16
息子	32	3	3	-	-	-	-	38
息女	-	-	-	1	-	-	-	1
孫	205	18	15	22	2	1	3	266
叔父	15	-	7	-	-	1	-	23
従兄弟	45	3	7	1	-	-	-	56
従姉妹	-	-	-	2	-	-	-	2
甥	131	15	10	-	2	-	1	159
姪	-	-	-	8	-	-	-	8
養子	32	3	-	-	1	2	-	38
養女	1	-	-	1	-	-	-	2
庶子	43	6	5	2	4	-	-	60
私生子	22	1	1	1	-	-	-	25
不明	100	26	5	1	1	1	-	134
計	3,117	254	426	138	108	37	34	4,114

続柄の「不明」は、旅券に記載が無い者および読解困難な者を含む。

（「海外旅券下付表」明治32（1899）年～昭和16（1941）年より作成）。

が多くなっていることは、海外で地盤を築いて生活するのではなく、単身出稼ぎで金を貯め、再び渡航するという形態見られたからである。しかし、条件が整うと家族の者を呼寄せられる場合もみられる。「呼寄」については後述する。「同伴」においては妻が最も多くなっており、沖縄県内の就業形態と同様に渡航地においても彼女たちは鮮魚売買や家事補助といった役割を果たした。一般に、「漁業」「呼寄」および「再渡航」では戸主・長男・二男といった家族の男性働き手であり、「同伴」や缶詰製造などの「水産会社従事」には妻や長女など女性が目立つ。このことは母村となる沖縄県での産業構造をそのまま渡航地に持ち込んだものということができよう。

第20表は年次別に男女別の漁業移民数を表したものである。漁業移民数に占める女性の比率は6.6%であり、渡航は昭和10年から16年にかけて集中している。これは前述したように英領マラヤ内の北ボルネオにおける邦人が経営する水産会社への従事であり、「海外旅券下付表」には、「ボルネオ水産会社従事ノタメ」と明記されている。片岡（1991, p.196-200）によると、ボルネオ水産会社とは1926（昭和1）年に「元台湾総督府海軍少佐であった折田一二が設立したボルネオ水産公司のことで、昭和8（1933）年にボルネオ水産（株）となりカツオ一本釣り漁業とカツオ節製造および缶詰製造を行なった」とある。前出の第14表によれば、1937（昭和12）年から1940（昭和15）年の間に136人の旅券下

沖縄県における漁業移民の歴史と実態

第19表 渡航地別・続柄別漁業移民数(人)

	英領 マラヤ	米領 比 律 賓	蘭領 東 印 度	豪 州	カ レ ド ニ ア	カ レ ド ニ ア	玖 馬	ハ ワ イ	北 米 合 衆 国	シ ヤ ム	計
戸主	325	187	68	11	14	-	2	-	-	-	607
長男	438	220	82	4	7	1	-	-	-	-	752
二男	336	157	67	9	1	-	-	1	-	-	571
三男	239	93	34	5	4	2	-	-	-	-	377
四男以下	190	85	48	6	1	1	-	-	-	-	331
妻	54	48	14	-	1	-	1	-	-	-	118
長女以下	78	10	-	-	-	-	-	-	-	-	88
兄	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
弟	288	107	36	4	1	-	-	-	-	1	437
姉	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
妹	13	3	-	-	-	-	-	-	-	-	16
従兄弟	38	12	6	-	-	-	-	-	-	-	56
従姉妹	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
孫	175	71	16	3	1	-	-	-	-	-	266
叔父	7	13	1	-	2	-	-	-	-	-	23
甥	110	33	15	1	-	-	-	-	-	-	159
姪	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
息子	29	8	-	-	-	1	-	-	-	-	38
息女	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
養子	28	5	5	-	-	-	-	-	-	-	38
養女	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
庶子	41	12	7	-	-	-	-	-	-	-	60
私生子	11	9	5	-	-	-	-	-	-	-	25
不明	111	10	12	-	-	-	1	-	-	-	134
計	2,527	1,084	417	43	32	5	4	1	1	1	4,114

続柄の「不明」は、旅券に記載が見られない者および読解困難な者を含む。  
 (「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年により作成)。

第20表 年次別・男女別漁業移民数(人)

	1902 明治35	1914 大正5	1918	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930
男性	1	1	2	3	36	8	64	208	98	218	235	262	537
女性	-	-	-	-	-	1	-	4	1	8	4	6	12
計	1	1	2	3	36	9	64	212	99	226	239	268	549
女性の比率	-	-	-	-	-	11.1	-	1.9	1.0	3.5	1.7	2.2	2.2
	1931 昭和6	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	計	
男性	217	83	100	282	459	555	278	49	65	63	17	3,841	
女性	7	2	8	10	27	29	45	21	52	35	1	273	
計	224	85	108	292	486	584	323	70	117	98	18	4,114	
女性の比率	3.1	2.4	7.4	3.4	5.6	5.0	13.9	30.0	44.4	35.7	5.6	6.6	

漁業移民が見られない年次は省いた。  
 (「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年により作成)。

第21表 続柄別の見た漁業移民の平均年齢(歳)

	移民数	平均年齢
戸主	607	30.4
長男	752	22.0
二男	570	21.0
三男	377	20.0
四男以下	331	19.8
妻	119	24.4
長女以下	88	16.6
兄	3	26.7
弟	437	22.7
姉	2	31.5
妹	16	20.0
息子	38	20.0
息女	1	17.0
孫	266	18.8
叔父	23	28.6
従兄弟	56	21.6
従姉妹	2	16.5
甥	159	19.8
姪	8	17.1
養子	38	24.8
養女	2	20.0
庶子	60	20.0
私生子	25	20.3
不明	134	22.7
計	4,114	22.5

(「海外旅券下付表」明治32(1899)年  
～昭和16(1941)年により作成)。

付がみられ、その約8割は宮古郡出身者であった。なかでも伊良部村字池間添・前里添出身の、いわゆる佐良浜の漁民の妻や女性達であった。その女性達を続柄でみると、戸主からみて長女や二女、孫にあたる10代後半の未婚者で、数名から20数名単位の集団で旅券を下付されている状況がわかる。一方、妻などの既婚者は、同じ英領マラヤ内でも新嘉坡へ、あるいは米領比律賓へ、呼寄などによって個人単位で渡航している。

つぎに、漁業移民の年齢層はどうかというと、第21表のようになる。漁業移民の平均年齢は22.5歳で、15～24歳までの移民が全体の約70%を占めている。第22表から目的別にみると、「漁業」は15～19歳にかけて最も多く、「呼寄」でも同様で、「再渡航」では平均年齢より約7歳ほど高くなっている。女性の多い「水産会社従事」は平均で18.7歳であり、独身女性と考えられる。「同伴」の平均年齢は20.1歳であり、その多くは妻が占めていた。「視察・調査・指導」は、35歳となり年配の漁業経営者と考えられる。

第22表 目的別・年齢別漁業移民数(人)および年齢別比率(%)

	漁業	呼寄	再渡航	水産会社 従事	同伴	視察・調 査・指導	採貝	計	年齢別比率
9歳以下	8	1	-	-	8	-	-	17	0.4
10～14	33	6	1	1	8	-	-	49	1.2
15～19	1,419	146	28	96	32	-	11	1,732	42.1
20～24	900	71	79	26	23	4	15	1,118	27.2
25～29	348	24	112	10	15	6	3	518	12.6
30～34	213	5	100	5	5	9	4	341	8.3
35～39	96	1	49	-	4	11	-	161	3.9
40～44	45	-	35	-	-	3	1	84	2.0
45～49	20	-	14	-	-	2	-	36	0.9
50～54	9	-	2	-	-	2	-	13	0.3
55～59	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60歳以上	2	-	-	-	-	-	-	2	0.1
不明	24	-	6	-	13	-	-	43	1.1
計	3,117	254	426	138	108	37	34	4,114	100.0
平均年齢	21.8	19.4	29.7	18.7	20.1	35.0	22.3	22.5	

平均年齢は「不明」者を除く。

(「海外旅券下付表」明治32(1899)年～昭和16(1941)年により作成)。

第23表 親族関係別にみた呼寄移民数（人）

呼寄者	被呼寄者	英領マラヤ	米領比律賓	蘭領東印度	その他	計
夫	妻	1	6	-	1	8
父	息子	11	3	3	-	17
母	娘	-	1	-	-	1
父	娘	-	3	-	-	3
息子	父母	-	-	-	-	-
兄弟姉妹	兄弟姉妹	18	2	-	-	20
永福虎		36	-	-	-	36
その他		174	4	8	-	186
計		240	19	11	1	271

計271人には、再渡航者も含まれている。

（「海外旅券下付表」明治32（1899）年～昭和16（1941）年により作成）。

続いて、漁業移民の渡航と、渡航地での適応の過程について主に呼寄や再渡航の状況から把握してみる。呼寄はどのように行われたのか。呼寄移民は呼寄してくれる者がいて初めて成り立つ。旅券データから親族関係別に呼寄移民数を見たのが第23表である。呼寄移民数は計271人となり、前出の呼寄移民数254人の数値と異なるが、再渡航者である呼寄移民も含めての数値である。その中から、親族関係が明らかになったのは47人で、兄弟姉妹間の呼寄せが20人、父が息子を呼寄せる場合が17人、夫が妻を呼寄せるのが8人となった。また「永福虎呼寄」が36人いるが、当時のシンガポールにおいて、邦人水産会社を運営していた鹿児島県出身の永福虎氏による呼寄のことで、被呼寄者の渡航地もすべて「英領新嘉坡」となっている。しかし実際にはもっと多くの者が早くから永福虎経営会社へ従事していたと思われ、1928（昭和3）年頃の大昌公司（当時の永福経営会社名）には230人の漁夫および従業員がいた（台湾総督官房調査課、1929、p.14-15）。そのほとんどの者が沖縄県出身者で主に追込網漁業に従事していた模様である。なお、「永福虎」の略歴については、片岡（1991、p.85-88）に詳しい。また、呼寄者の旅券上の渡航地と被呼寄者の渡航地が異なっているケースが見られ、いわゆる転航（転

住）が行われており、特に英領新嘉坡と蘭領東印度間に多い。さらに、呼寄者は渡航してから平均して6年後にだれかを呼寄せている。その数値は、呼寄者の渡航年月日と被呼寄者の渡航年月日から算出した。

以上は旅券データから得られた被呼寄者数であったが、逆に呼寄者の存在はどうであろうか。実際、旅券上に記載されているかどうかの確認が必要となってくる。

旅券から呼寄・被呼寄移民の一致が確認されたのは、夫が妻を呼寄せる場合が前述の8件中0件、父が息子を呼寄せる場合が17件中6件、母が娘を呼寄せる場合が1件中0件、父が娘を呼寄せる場合が3件中1件、兄弟姉妹間による呼寄の場合が20件中6件、その他による呼寄の場合が186件中76件であった。

よって、「海外旅券下付表」から漁業移民を抽出した延べ総数4,114人のうち、呼寄せで渡航した者が再渡航者を含めて251人であり、その中から呼寄せられた者と呼寄せた者の関係89件が確認できた。その数字は呼寄移民全体の4分の1程度にすぎない。これは呼寄-被呼寄関係の分析を行うに当たって留意しなければならない点であり、また資料の限界を示すものでもある。当時は旅券を伴わない渡航や何らかの形で密航もあった。漁民ともなればその比率が

高くなるものかもしれない。

さて、その89件のうち、13件が親族関係間の呼寄せであることがわかった。親族関係といっても父が子供(息子・娘)を呼寄せる、あるいは兄弟姉妹間でも兄が弟を呼寄せる関係がほとんどであり、当然として両者の旅券上の本籍地や呼寄地(渡航地)は同じであった。1件のみ父が息子を呼寄せる渡航地が英領新嘉坡から蘭領東印度へ変わっていた例があるが、この2地域は距離的に非常に近く、呼寄者である父が移動した結果と考えられる。特に英領新嘉坡の漁民は、当地を拠点に英領マラヤ内はもちろんこと、蘭領東印度やタイ国近海、遠くはインド洋までも出漁したというから、移動や転航は漁場状況や市場状況の変動を考慮して行なわれた。実際、新嘉坡においてある集団は蘭領内を漁場とすることが決まっており、密漁を承知した上での出漁であった。いわゆる領海侵犯であった。兄弟間の呼寄せにおいて、1933(昭和8)年に旅券を下付され英領新嘉坡へ渡航した兄が、1937(昭和12)年に同地へ7歳年下の弟を呼寄せる事例がある。その場合、兄は沖縄から新嘉坡までの運賃を送金し、弟を当地に呼寄せて漁業に従事させたようで、運賃は当時で46円68銭であったという。

呼寄移民で大きな比重を占めるのが「その他」による呼寄せである。第23表から明らかであるように、186人と最も多く重要な指標となっている。旅券上では「〇〇ノ呼寄漁業ノタメ」などとあり、ある個人による呼寄せで続柄で見ても親族上の関係はない。旅券上で呼寄者と被呼寄者が一致した89件のうち76名の呼寄せた者の旅券が確認されたが、ある呼寄者1人で数名を呼寄せる場合があり、多い者は14人を呼寄せている。これは何を意味しているのか、またどういう呼寄関係であろうか。

ここでも旅券から知り得る情報をもとに分析する。まず本籍地による関係はどうだろう。被

呼寄者の本籍地は沖縄県内24市町村に分かれるが、呼寄者のそれは11市町村となり、その約80%は糸満町出身者で占められる。被呼寄者では18%が糸満町出身者であり、この場合は糸満町出身者同士による呼寄関係になる。よって本籍地で見ると糸満町出身者を主体とした呼寄となっていることがわかり、その類型を示すと第24表のようになる。これは「糸満売り」における糸満漁民とその雇子の関係が背景にあると考えられる。雇子は通常徴兵検査がある20歳までの契約であったが、その雇用期間を過ぎたいわゆる「満期明け」後も漁業に携わったし、今度は海外で漁業従事している有力者の呼寄渡航という形で雇用されたと見ることもできる。

つぎに年齢について見ると、被呼寄者の平均年齢は第22表からもわかるように全体の平均22.5歳より若干若くなって約20歳である。ここで取り上げている76人についての被呼寄者の平均年齢は21.1歳である。呼寄者の平均年齢は27.6歳となり、やはり高くなっている。

この「呼寄」について筆者なりの考えをまとめると、旅券上には「呼寄」と記載されているものの、漁業移民は全員が何らかの形で呼寄せられたと考えている。ハワイや南米への移民の場合、純粋な呼寄せで親兄弟から引き手があったし、それ以外は移民斡旋会社による渡航がほとんどであった。一方で、漁業移民には、その渡航者と渡航地の間に旅券上からは見えない、しかし大きな役割を果たした伝手があったようである。その役割は渡航者の保証あるいは契約を受け持った人物だと考えている。渡航者は渡航前から契約内容、渡航期間をあらかじめ具体的に設定していた。1つの事例を示すと、ある漁民は17歳まで「糸満売り」による糸満漁民のもとで働いていた。その後父親の勧めもあって新嘉坡へ行くことになった。その時沖縄県内でその契約を交わした。契約には当本人と契約代理人、また契約書作成者の3者で行った。契約

第24表 本籍地からみた呼寄関係の類型

呼寄者の 本籍地	被呼寄者の 本籍地	呼寄 関係数
島尻郡糸満町	島尻郡糸満町	13
	他市町村	
	国頭郡	23
	中頭郡	9
	島尻郡	7
	宮古郡	7
	那覇市	1
-----		
他市町村		
島尻郡	島尻郡	6
	国頭郡	1
	那覇市	1
-----		
国頭郡	国頭郡	2
	島尻郡糸満町	1
	島尻郡	1
	中頭郡	1
-----		
那覇市	国頭郡	2
-----		
中頭郡	国頭郡	1

第23表の「その他」186名中「海外旅券下付表」から呼寄関係が明らかとなった76名の本籍地関係を類型化したもの。本籍地において、島尻郡糸満町以外は市郡別で表した。

代理人とは英領新嘉坡にいる契約人の代理であり、件の漁民とはこれまでに面識はない。契約書作成者は県内法律事務所の者であった。契約は20歳までの3年間で300円の3回分割による前貸しで、証文に署名してまず1年分の100円を前借りしたという。その1年後、新嘉坡で100円、2年後に同じく100円を新嘉坡にいる契約人からもらい受けた。前渡金、新嘉坡着、年季明の3期にわたってそれぞれ100円ずつもらい受けた。その前借りの債務義務は労働することで支払われる。つまり、契約にもとづく渡航、いわゆる契約移民の沖縄漁民型としてみる事ができる。その漁業移民には、旅券上「呼寄」の記載はなく、裏取引に契約が行なわれていた。新嘉坡にいた契約人とはいうと、その件の漁民と同じく「糸満売り」から「満期明け」した年上の人で、7年前に渡航していたことが証言による旅券の確認からわかった。その後雇用斡旋でき

るまでの金を稼いで、件の漁民を新嘉坡内の沖縄県出身の漁業集団に契約させたということであった。当地の気候は熱帯地域に属し、海上は年中穏やかで周年操業できたというから、契約期間を終えて帰郷する漁民の後を埋めるために新たな漁民の供給が必要となってくる。このように南方の日本人漁業、とりわけ沖縄独特の追込網漁業の維持は、一方では沖縄県からの絶え間ない送り出しによって支えられ、他方では海外からの契約にもとづく前貸しによって維持された。前貸しするだけの利益がこの南洋の漁場に存在したのであろう。

しかし、このような前貸しを伴う契約関係は沖縄から南方に導入されたと考えられないだろうか。なぜならば、そのような契約関係は「糸満売り」の雇用契約に類似しているからである。つまり、漁業移民も「糸満売り」の延長線上に位置していたという見方である。「糸満売り」のきっかけには、「糸満人が舟の乗り手を探しに来ていた」、「先に兄弟(あるいは友人)が『糸満売り』されていた」、「郷里の者が、年季を終えて独立し、自分の雇子を探していた」など、糸満漁民による能動的な雇用のほかに、雇子として積極的に契約する態度や、雇用期間を終え、熟練漁業者として成長した後、自分の雇子を探すということがあった。海外へ渡航する場合や呼寄をする場合でも、「糸満売り」の雇用方法と類似しており、その「糸満売り」の徒弟的な制度が持ち込まれたのではないだろうか。

「糸満売り」における雇子も前貸しによる年季奉公であったが、年季明け後あるいは年季期間内でも雇子はさらに別の糸満漁民と再契約をし、漁業に従事したようである。年季期間途中での再契約の場合は「また売り」といって、「さらに売られる」という意味で当時はいわれていた。しかし、この「また売り」には雇子が漁業経験を重ね高度の漁業技術を身につけたなら、より高度な漁業集団へ雇用されるという側面が

あり、同時に雇主側の雇用方法が知れて興味深い。雇主側には、漁業技術によって「シナグワートゥエー（高瀬貝、広瀬貝などの採取）」「パンタタカー（小型追込網）」「アギヤー（大型追込網）」などを行なう、主に「組（ニンジュ、クミ）」と呼ばれた雇主経営漁業集団が、その漁業技術に応じて存在していたから、雇子も発展することにより高度な漁業技術と豊富な経験を必要とする上級レベルの「組」へ雇用されていたようである。そのように雇用される雇子の意識として、ある漁民の言葉では「『アギヤーニンジュ』に参加できれば一人前」といわれるように、漁業集団や漁村社会の中で誇りとなった。そしてその誇りは形として表われ、漁業集団の長（親方）として集団を統率することになる。その実力主義には「糸満売り」が人身売買や子供の不当雇用といった問題からイメージされる暗い印象とはまた別の側面がある。「一人前」とは、具体的には「深さいくら以上の素潜り」や「何哩以上の遊泳」、「潮流の速度や方向、表層および中層の水温等を直接裸で体験できる」など、身体的・感覚的な資格条件を必要とした。海外へ稼ぎに行くことも単に金を得るほかに、漁民層内での地位を上げようとする自尊心の向上を目指す目的もあった。それは漁民間の仲間意識にあって自己を形成する支えとなっていた。

よって、漁業移民も「糸満売り」の海外への延長、並びに発展現象としてみることも可能である。それは前述した漁業移民の出身地と「糸満売り」における雇子の出身地が重なるということをも端的に示している。実際、海外での漁業活動では雇子を含む漁民を多く必要とした「アギヤー」のような大型の追込網漁業が主体であったし、現地のマレー人やフィリピン人を雇用している事例も見受けられる。現在でも「ムロアミ（Muro-ami）」という名で東南アジアに残っているといわれる追込網漁業が、当時の現地

人との雇用関係および戦前の活動状況を具現化できる漁業移民が残した唯一の残像であるかもしれない。

最後に、「再渡航」について述べる。前出の第14表によると、再渡航者は大正11年には登場しているが、本格的になるのは昭和5年からで、延べ281人が再び旅券を下付された状況がわかる。再渡航とあるからには当然初渡航がその前にあると考えられるが、再渡航者281人の旅券から前渡航が確認されたのは35人であった。再渡航するまでの期間は、短い者で4ヶ月、長い者で12年、平均して6年であった。再渡航の渡航地と前渡航地はほぼ一致するが、米領比律賓から同じく米領比律賓への再渡航が最も多く20人で、英領新嘉坡から英領新嘉坡が6人となっている。残りは転航が行なわれており、英領新嘉坡から米領比律賓への再渡航が8人、蘭領東印度から英領新嘉坡へ1人となっていた。また、再渡航の際に妻を同伴する場合もあり、妻を迎える目的で一時的に沖縄へ帰った者もいたことだろう。

再渡航する背景には、「また稼ぎたい」や沖縄県内での状況を打破するために「より高い賃金（配当）を得たい」という心情が働いたと思われる。よって、「海外旅券下付表」からも得られるように、呼寄や再渡航は移民の濫觴期から発展、成熟期に入った時期に多くなり、現地に適応、馴化していった結果であると考えられる。また、漁業移民の場合、多くは男性単身移民であったので、渡航前の身支度において比較的簡便なもので呼寄や再渡航に応じやすいのではなかっただろうか。また、再渡航者の平均年齢は、全体の平均より7歳前後高くなって約30歳であったが、それは前渡航から再渡航するまでの期間が平均6年であったことをみるとある程度合致した年数であった。

### 3. 戦争とその後の変遷

漁業移民は、一時的に就業地に居住する外国人労働者であり、基本的に永住を目的として渡航する外国人労働者ではなかった。しかし、すべての労働者が予定通りに帰国するわけではなく、ある者は外国での生活が気に入る、ある者は帰ろうにも帰れない状況に陥り、そのまま渡航地にとどまることもある。帰国したものの中には、妻を迎える目的で一時的に帰国したものもあった。また、再渡航する労働者もいた。とどまる者は近親を呼寄せたり、他の海外へ移動する場合もあった。これは漁業移民の量が多くなるにつれて、その移動のパターンは著しく複雑なものになる。

しかし、そうした移動パターンも日本の帝国主義台頭と第2次世界大戦の勃発により、強制的なまとまった流れへ移行した。最終的に、一部の連合軍軍によって留用された者や外国人の家族をもった者の他は全員が引き揚げた。開戦当時、英領マラヤ内にいた者はインドの連合軍の収容所への、蘭領東インドおよび豪州や仏領ニューカレドニアにいた者は豪州の収容所への移動を余儀なくされた。米領比律賓では、一時日本軍が占領した後、戦時に巻き込まれ逃亡、離散が起き、多くの命が奪われた。英領新嘉坡に根拠地をもつ漁民が、蘭領東インド領海内を操業中に拿捕され、豪州の収容所へ送られた場合もあった<sup>2)</sup>。そのため開戦時の1941年から終戦後の1945年まで長く収容所にとどまった。収容所では、日本同盟国のドイツ人やイタリア人等もともにした。中では比較的保護された身でのどかな時間が過ぎていったようである。しかし、豪州南東部ニューサウスウェールズのカウラ捕虜収容所では日本兵捕虜の集団脱走事件が起きた(永田・吉田, 1989)。収容所によって、敗戦国日本の影響は違っていったといえる。

開戦当時、収容された者は終戦までにとどまることを余儀なくされたが、1942年頃から、日本

軍の占領地域においては、漁業移民は軍の国策的出漁団となり、昭南島となった新嘉坡やフィリピンなどへの渡航がみられた。その内容は、「昭和十八年七月 知事事務引継書類 知事官房」(沖縄県沖縄史料編集所, 1978, p.341)の中に見出せる。この史料は沖縄戦直前の県勢を総合的かつコンパクトに報告した、機密事項も含めた他の時期にみられない特殊な行政上の問題をかかえた史料で、県行政の主要分野を網羅している。内政部水産課によると、「沖縄県南方出漁団ニ就テ」「本県側藤山愛一郎両君ノ提携ニ依ル採長補短工作ノ下ニ設立セラレタル大洋水産株式会社ハ軍食補給並本県漁業振興ノ重要指名ヲ帯ビ今回新ニ南方漁業ニ進出スルコトトナリタルヲ以テ同会社ヲシテ担当使命ヲ達成セシムル」とあり、「南方出漁団員調」によると、昭和17年から18年にかけて計554人が、マニラ、タラカン、スラバヤ、ニューギニア、昭南島、サンダカン、ビルマに向けて出漁した状況を載せている。いわゆる戦時中の「軍納魚」体制であり、これは南洋群島などでも行なわれていた。ただ、この点について、本稿で用いた史料からは確認できず、戦時中の渡航は対象外としている。

大戦後の1945年8月以降から、本格的に日本への引揚げが始まったが、全員着の身着のままの状態、渡航地で稼いだ資産もすべて破産となった。日本へ到着後も身寄りのない者はさらにひどい収容所での生活を送り、逃げるように収容所を出て、本土にいる伝手をたどって沖縄へ帰ってくるのであった。

## VI おわりに

本稿は、沖縄県内からの出稼ぎと海外移民の過程から、漁業に従事した者たちの歴史と実態をとらえようとしたものである。研究資料として、外務省外交史料館所蔵の「海外旅券下付表」を用い、本籍地が沖縄県であり、渡航目的が漁

業および漁業に準ずる旅券を抽出した。さらに、第2次世界大戦以前の漁業移民数を年次別にとらえることで、全体的な漁業移民の渡航状況を確認できた。また、漁業移民の出身地がどこであり、渡航地がどこであったのかも把握することができた。並行して漁業移民の約36%占めるにいたった糸満町出身者の全旅券も抽出することで漁業移民母村としての出移民状況が明らかとなった。

日本移民の中で、沖縄県からの移民は実数、県人口に占める出移民の割合、移住比率において高い地位であることがわかっている。それは近代沖縄の社会・経済的背景を如実に示すもので、産業基盤の脆弱性、中央集権国家へと移行する国内の中での地域格差の露呈地域、国内平均の半分にも満たない所得賃金など農業に未分化のままで依存した産業構造は、県外出稼ぎや海外移民を生じさせる要因となった。その状況下で、第2次世界大戦前延べ数7万2千人余りが海外へ移民として渡航した。1899（明治32）年のハワイへの27人に始まり、北米合衆国や米領比律賓、メキシコ、ブラジルと南北アメリカ大陸や東南アジア諸国へ単身あるいは家族を伴って渡航した。人口地理学的見地でも、当初の一時的な海外移住により錦を飾って帰郷するという目標から、恒久的な移住へと変化する過程はよくあることで、現在では海外移住100年の歴史を土台として、移住した人々の二世三世等が広く世界各地で活躍している。

その中であって、漁業を目的として海外へ渡航した者は、多くがマイクロネシアの島々や東南アジアの国々であった。それらの国々や地域は第2次世界大戦前まで欧米を中心とした植民地体制の現存する場所であった。また、のちには近代国家日本の帝国主義的進出がおよんだ地域でもあり、日本開戦時には国内だけでなくこうした海外移住者の地域においてもあらゆる面で統制がしかれ、逆に敵対国の支配を受けた。大

戦後には、結果として全員が引揚げを余儀なくされ、それぞれの過程を経て国内へ再定住するのであった。

漁業移民数は、「海外旅券下付表」による確認から延べ4,114人となった。その数は沖縄県出移民延べ数の約5.5%であり、大正後期から昭和戦前期にかけて多く渡航した。沖縄県出移民の大部分が農業移民であり、耕地契約移民であった中で、漁業を目的に渡航した移民はわずか5.5%にすぎず、しかも沖縄県移民史の中では後発に位置していた。漁業移民の渡航地は、多い順に英領マラヤ、米領比律賓、蘭領東印度、豪州、仏領ニューカレドニア、少数であるがキューバやハワイ、北米合衆国、シャムにおよんでいた。その諸国内においても、英領マラヤ内は新嘉坡へ集中し、米領比律賓群島内のマニラ、ダバオ、イロイロといった都市部、蘭領東印度内はジャワ島、スマトラ島、セレベス島、豪州ではポートダーウィン、木曜島といった地域があげられる。移民地における活動は、移民先の企業や会社組織の中で従事していたのではなく、主に海外進出を果たした邦人の経営する水産会社あるいは同郷の沖縄県出身者でつくる組合組織に従事していた。渡航地の社会では、発展途上段階で前近代的な産業構造を呈していた背景もあり、外国資本の干渉を選択的であれ強制的であれ受けやすい地域でもあった。そのため、欧米諸国や日本といった近代国家が容易に資本進出できた。

漁業移民は、渡航前においても漁業従事者であり、県内水産業に寄与していた者たちであった。しかし県内の水産資源の減少と漁場の狭小化は県外への移動をうながした。特に糸満漁民を中心とした集団は、国内でも中国地方の日本海沿岸や太平洋側は房総半島、小笠原諸島まで移動し、その独特の追込網漁業を展開した。その後、海外においても漁業基盤が形成され、労働力の需要が生まれるとさらなる現金収入を求

めて移動を始める。海外での漁業には、季節的通漁と移住漁業があるが、沖縄県からの漁業移民は、年季雇用的な移住漁業であったとすることができる。渡航地においては、自然環境や社会環境が類似していたこともあって、また雇用面での斡旋や前貸契約による随時募集の渡航条件もあり、簡便的な意識も働きその数は増加していった。海外においても、県内の漁法や操業形態および経営組織が類似していた。現地水産市場においても、邦人の中では従事者数および生産比率においてともに圧倒的な高さであった。特に追込網漁業は、鮮魚の供給能率が高く、現地の商業分野を握る華僑の買取りを受けた。また、漁民の妻や女性たちも県内での高い同様に市場に乗り出した。

沖縄県出身者は、国内においても海外移民地においても独自の生活習慣を持ち込んだ。その結果、異質な存在と見られ、海外の邦人社会内では差別の対象ともなったが、国際色豊かな現地の社会に順応し、社会の一員として適応していた。沖縄県の地理的な位置からも、東南アジアやマイクロネシアなどの南方諸地域が漁業移民の舞台であったということは、ごく自然な成り行きであった。沖縄県出身が海外邦人社会内で冷遇され差別を受けたのは、国内においても沖縄が日本の内国的植民地としての性格があったからである。そのため、海外移民地の社会においても、その構図が見られたが、現地の住民として同化し、社会に適応した生活を送ることこそが、価値あるものであり、沖縄県出身者がそれを自然と果たしていたことを評価すべきであろう。そのことを指摘するものとして、琉球大学法文学部地理学教室の南米移民第3次調査の中で、沖縄県出移民の全体像をまとめている箇所がある。「沖縄県出移民の南米移民は、日本移民の中で特性や移民像が特異な存在であり、やや華僑的要素を有し、その特性を端的に求めるなら日本本土出身移民と中国の華僑の中間的

な性格と言える」(琉球大学地理学教室, 1990, p.128)とあり、まさに、南洋移民における沖縄県出身の漁業移民もその特性を有している感があった。

漁業移民は、第2次世界大戦を境に全員が引き揚げることになった。半ば永住の過程がみられただけに、またこれら南方移民も南北アメリカの移民数に匹敵するものであっただけに残念なことといえる。

漁業移民の出身地は、県内の各漁村または都市部や農村地域におよび、市町村別では糸満町が圧倒的な多数を占めた。また、字別にみると村内各字からみられる地域と特定の字に集中する地域もあった。海に面しない山村部からもみられた。漁業移民の多くが糸満町出身者であったことはくり返し述べたが、それとともに「糸満売り」という糸満漁民のもとで年季雇用した雇子たちの存在が、漁業移民の出身地の分布に顕著に表れた。漁業移民として海外へ渡航する以前に、雇子として糸満漁民の下で漁業奉公していたのである。雇子は、十代の子供たちで主に農村部の貧困家庭から輩出しており、その雇用のあり方は近代沖縄県の社会・労働問題としてとらえられる。また、第2次世界大戦後の昭和30年頃まで「糸満売り」は続いていた。当然、人権上の問題でもあり、青少年に対する人権擁護の啓蒙思想発達の中で、「糸満売り」の撲滅を当時の琉球政府は展開した。社会構造が変化していく過程は、一般的に進歩をたどるが、現代国際社会の人権問題および労働問題として認識される場合、この「糸満売り」は普遍的な時空間を越えた現象として認識される必要もあるだろう。

今日において、戦前の沖縄の漁民が海外まで出漁したことを、「糸満漁民(イチマンチュ)は南方遠くまでサバニで行った」と表現する状況が見受けられる。その漁業移民像は、海外へ渡航するのに必要な旅券の存在を掘り起こすこ

とでより具現化され、沖縄県の海外漁業史の一端を示すことができた。漁業移民は、培われた漁業技術を用いて移動を展開していった。その移動の展開で、沖縄の漁民は漁業技術を進化・統合させ、海外の異なる環境にも適応していった。自発的であれ強制的であれ移動を行うということは、移動する者にとってさまざまな接触や影響を及ぼすだろう。その過程で沖縄県全域または世界的な移動の展開が見られた。それは、ある漁業移民の移動の歴史にも表れている。

その歴史は、廃藩置県が行われた明治期に遡り、無禄士族の子孫として本島北部に生を受けたことから始まる。その後「糸満売り」における年季雇用によって漁業に従事し、北は奄美諸島から本島周辺の各漁場を旅して移動した。そして、海外へ当時の英領新嘉坡へ汽船で渡り、シャム湾近海やマラッカ海峡など赤道間近の島嶼沿岸海域を潜水というとくに秀でた技術をいかして漁業に従事し現金を稼いだ。時も開戦間近、日本の虚妄であった「大東亜共栄圏」構想地域にあって、操業中に連合軍に拿捕され領海侵犯および敵国人の適用を受け、豪州へと抑留される。3年8カ月の収容所生活の後、米軍払い下げのLSTで神奈川県神奈川の浦賀へ引き揚げ、その後無一文で鹿児島県の枕崎に向かい、途中同郷出身者の借り宿や身内がいた大阪や宮崎に立ち寄り、とうとう沖縄本島の久場崎へと渡ったのだった。現在、その当事者は、彼地糸満に在住である。当時の記憶については、「夢のようなもの」と表現されたが、話題を前にして鮮明な史実を聞き取ることができた。筆者自身、相対的に位置づけることで近代沖縄の情景に触れ、移動の実態にせまることができた。当時の漁業移民にとって、その影響は多大なものであった。夢のごとく過ぎ去った日々を忘れがたいとする思いが伝わり、当事者の個人史を含め、漁業移民の体系的な把握が、今度の研究課題である。

## 注

- 1) 第10表の市町村別漁業人口で、島尻郡では渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村が多いが、これはカツオ漁業を主体として旧南洋群島へ多く渡航していると考えられる。また、宮古郡の平良町、八重山郡の石垣町と竹富町(与那国島の出身であろう)などの先島諸島からは、当時、日本の植民地下にあった台湾への渡航が考えられる。
- 2) 聞き取り調査による結果、蘭領東印度内を操業中の本県漁民が蘭領進駐のイギリス軍によって拿捕され、豪州南部サウスオーストラリアのアデレード近郊のバルメーラ(Barumere)へ収容されたというのが、事実確認ができず調査準備段階である。

## 文 献

- 安里延(1941):『沖縄海洋発展史——日本南方発展史序説——』沖縄県海外協会。
- 新城俊昭(1997):『高等学校 琉球・沖縄史』東洋企画。
- 石川友紀(1980):『沖縄と移民』新沖縄文学, 45, 153-160。
- 石川友紀(1992):『資料編二～六の名簿・調査表の解説』国頭村海外移民史編さん委員会編『国頭村海外移民史 資料編』国頭村役場, 6-9。
- 石川友紀(1997):『日本移民の地理学的研究』榕樹所林。
- 石垣市史編集委員会(1994):『石垣市史 各論編 民族 上』石垣市。
- 糸満市史編集委員会(1991):『糸満市史 資料編 12 民族資料』糸満市役所。
- 入江寅次(1942):『邦人海外発展史 上』井田書店。
- 上田不二夫(1991):『沖縄の海人——糸満漁民の歴史と生活——』沖縄タイムス社。
- 大宜味村史編集委員会(1979):『大宜味村史 通史編』大宜味村。
- 沖縄県沖縄史料編集所編(1978):『沖縄県史料 近代 I 昭和18年知事事務引継書類』沖縄県教育委員会。

- 沖縄県沖縄史料編集所編 (1983) : 『沖縄県史料近代4 上杉県令沖縄関係資料』沖縄県教育委員会。
- 沖縄県教育委員会編 (1976) : 『沖縄県史 第1巻 通史』沖縄県教育委員会。
- 沖縄県水産界 (1935) : 沖縄県水産要覧。沖縄県農林水産行政史編集委員会編『沖縄県農林水産行政史 第17巻 水産業資料編I』農林統計協会, 146-177。
- 沖縄県水産試験場 (1983) : 島尻郡中頭郡各村漁業調査。沖縄県農林水産行政史編集委員会編『沖縄県農林水産行政史 第17巻 水産業資料編I』農林統計協会, 654-711。
- 沖縄県水産試験場 (1986) : 『沖縄県の漁具・漁法』沖縄県漁業振興基金。
- 沖縄県農林水産行政史編集委員会 (1990) : 『沖縄県農林水産行政史 第8・9巻』農林統計協会。
- 片岡千賀之 (1991) : 『南洋の日本人漁業』同文館。
- 角川日本地名大辞典編集委員会 (1986) : 『角川地名大辞典 47 沖縄県』角川書店。
- 国際協力事業団 (1982) : 『海外への道——日本人の海外発展——』国際協力事業団。
- 草の根出版会編 (1997) : 『写真, オセアニア』日本図書センター。
- 国頭村役場編 (1967) : 『国頭村史』国頭村役場。
- 上智大学アジア文化研究所編 (1992) : 『入門東南アジア研究』めこん。
- 新保 満 (1983) : カナダの日系漁者悲史——戦前のスティウストンを中心に——。移住研究, 20, 98-112。
- 台湾総督官房調査課編 (1929) : 『新嘉坡に於ける漁業状況』台湾総督官房調査課。
- 台湾総督官房調査課編 (1932) : 『新嘉坡に於ける邦人水産業』台湾総督官房調査課。
- 永田 隆・吉田 晶編 (1989) : 『カウラ日本兵捕虜収容所』青木書店。
- 日本鋼管株式会社社外地課 (1945) : 『馬來半島引き揚報告書』日本鋼管株式会社社外地課。
- 野口武徳 (1974) : 家船と糸満漁民——水上生活者の移動と定着——。宮本常一・川深登編『日本の海洋民』未来社, 131-138。
- 福地曠昭 (1983) : 『糸満売り』那覇出版社。
- ブローク, ウェブ著, 山本正三・石井英也共訳 (1987) : 『人文地理学』二宮書店。
- 琉球政府編 (1967) : 『沖縄県史 第20巻 史料編10 沖縄県統計集成』琉球政府。
- 琉球政府編 (1972) : 『沖縄県史 第3巻 経済』国書刊行会。
- 琉球大学法文学部地理学教室 (1990) : 『南米における沖縄県出移民に関する地理学的研究 (III) ——アルゼンチン・ペルー——』琉球大学法文学部地理学教室。
- Ushijima, I. and Zayas, C.N. (1994): *Fishers of the Visayan*. University of the Philippines.